

長岡京市第7次高齢者福祉計画  
長岡京市第6期介護保険事業計画

平成27年3月

長岡京市

## はじめに

わが国では、世界にも例を見ない速度で高齢化が急速に進展していますが、本市でも高齢化率が25%に達し、市民の4人に1人が65歳以上の方となっています。

また、2015年（平成27年）に65歳に到達される「団塊の世代」の方が、後期高齢者となられる2025年（平成37年）を見据えて、高齢者の生活を支える介護・医療及び生活支援サービスの充実が益々求められているところです。

このような急速な高齢化の進展に対応するために創設された介護保険制度は平成12年4月の施行以来、着実にサービス利用が増加するなど、高齢者の生活を支える制度として普及・定着して参りましたが、一方で介護給付費の増加等により、安定した持続可能な制度への見直しが行われている状況であります。

本市においても、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した尊厳ある生活を営むことができる「地域包括ケアシステム」の構築のために、健康づくり・介護予防、介護・医療サービスの充実、認知症施策の推進等の諸施策を着実に進めてきたところです。

しかしながら、単身・高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加などにより、地域における住民や各種関係機関の連携による見守り体制の構築が益々重要になってきており、従前から本市で取り組んできました、小学校区における地域コミュニティ協議会の設立などによる地域力の再生、地域コミュニティの活性化をめざした「ふれあいのまちづくり」を更に推進し、地域住民を中心にNPO、ボランティア等を活用したコミュニティカフェ、認知症対応型カフェなどの地域交流の居場所作りなどを進めていく必要があると考えています。

そのような視点に立ち、今後の高齢化社会のあるべき姿の実現のために、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」において各分野の専門的な視点から審議を行うとともに、意見公募の実施により幅広く市民の方のご意見を取り入れて「長岡京市第7次高齢者福祉計画・長岡京市第6期介護保険事業計画」を策定いたしました。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導を賜りました、長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会の皆様をはじめ、市民の皆様、また、関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

長岡京市長 中小路 健吾





## 【目次】

<b>第1章：計画の基本的な事項</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ・期間.....	2
3 計画課題.....	3
<b>第2章：基本理念と施策目標等</b>	<b>4</b>
1 基本理念.....	4
2 施策目標.....	5
3 主な成果指標.....	6
<b>第3章：長岡京市の高齢福祉の取り組み</b>	<b>8</b>
1 施策体系.....	8
2 長岡京市の高齢福祉施策.....	9
1. 柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する	
<b>施策領域1</b> ：健康づくり・介護予防.....	9
(1) 健康づくりの推進	
(2) 介護予防の充実	
<b>施策領域2</b> ：高齢期の社会参画.....	11
(1) 働く場と機会づくりの促進	
(2) 趣味活動・生涯学習活動等の促進	
<b>施策領域3</b> ：地域福祉.....	13
(1) 居場所・活動拠点の充実	
(2) 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成	
(3) 多世代交流の推進	
(4) 日常生活の安心と災害時の備えの確保	
<b>施策領域4</b> ：高齢者虐待防止・権利擁護対策.....	16
(1) 高齢者虐待の予防と対策の強化	
(2) 成年後見制度等の利用支援	
<b>施策領域5</b> ：高齢期の安全な住環境と都市環境.....	18
(1) 住まいに関する安心・安全の確保	
(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	

2. 柱2：介護等が必要になったときの安心を守る	
<b>施策領域1</b> ：介護サービス等	20
(1) 介護保険サービスの充実	
(2) 生活支援サービスの充実	
(3) 地域包括支援センターの機能強化	
(4) 在宅医療・介護の連携強化	
<b>施策領域2</b> ：認知症対策	24
(1) 認知症に関する普及啓発の充実	
(2) 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進	
(3) 認知症等による行方不明者への対応	
<b>施策領域3</b> ：家族介護者支援	27
(1) 家族介護者支援の充実	
(2) 介護と仕事の両立支援の促進	
<b>施策領域4</b> ：終末期支援	28
(1) 終末期に関する普及啓発の推進	
(2) 看取り期のケア体制づくり	
<b>施策領域5</b> ：介護保険制度の適正運営	29
(1) 適正な制度利用の確保	
(2) 評価等に基づく制度運営の改善	
<b>第4章：介護保険サービス・地域支援事業等の見込み量</b>	<b>31</b>
1 日常生活圏域の設定	31
2 被保険者及び要介護（要支援）認定者数の推計	32
3 施設・居住系サービスの給付量等の見込み	33
4 居宅サービス等の給付量等の見込み	34
5 地域密着型サービスの給付量等の見込み	37
6 介護保険施設の利用見込み量の推計	43
7 地域支援事業	44
<b>第5章：サービス給付費の推計及び保険料の設定</b>	<b>46</b>
1 総給付費の推計	46
2 保険料の設定	51
<b>第6章：計画の推進</b>	<b>55</b>

■ 資料編

# 第1章

## 計画の基本的な事項

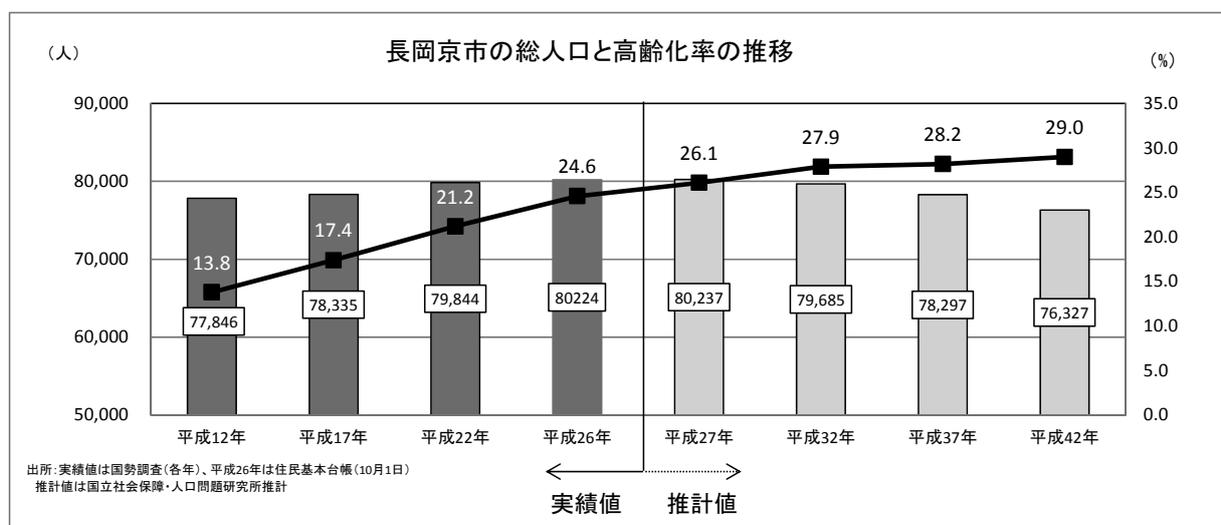
### 1 計画策定の趣旨

本市の人口は平成26年10月1日現在80,224人、65歳以上人口が19,742人、高齢化率が24.6%となっています。

今後も65歳以上人口の増加が見込まれ、いわゆる「団塊の世代（1947～1949年生）」が後期高齢者となる10年後の平成37年を見据え、介護予防を推進するとともに、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、生活支援サービスや介護サービスの充実、介護と医療の連携促進、認知症支援の充実、高齢期における多様な住まいの確保等、地域の社会資源の状況に即した地域包括ケア体制の整備が求められています。

本市では、平成24年度から平成26年度を計画期間とした「長岡京市第6次高齢者福祉計画・長岡京市第5期介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）に基づき、予防、介護、医療、生活支援、住まいの5つのサービスが包括的・継続的に行われるよう、本市にふさわしい地域包括ケア体制の整備を進めているところです。

本計画は前計画を踏まえながら、地域包括ケア体制の構築に向けた取組みを更に推進することにより、本市で暮らすすべての高齢者が生きがいをもって安心して生活できる環境の実現をめざして策定します。



## 2 計画の位置づけ・期間

### ■ 位置づけ

#### 【法的位置づけ】

「長岡京市第7次高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「長岡京市第6期介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく市町村計画として策定するものです。

「長岡京市第7次高齢者福祉計画」は高齢福祉全般にわたる計画であり、介護保険事業と相互に連携する必要があるため、本市では「長岡京市第7次高齢者福祉計画」と「長岡京市第6期介護保険事業計画」の2つを一体的に策定しています。

#### 【上位関連計画】

本計画は、上位計画である「長岡京市第3次総合計画・第3期基本計画（平成23～27年度）」との整合を図るとともに、その中の福祉・保健・医療に関する分野別計画として位置づけられるものです。また、これらの分野の中核的計画である「長岡京市地域健康福祉計画」や「長岡京市健康増進計画」「第4次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」等の関連計画と連携しつつ、取り組みを推進します。

### ■ 期間

「長岡京市第7次高齢者福祉計画」及び「長岡京市第6期介護保険事業計画」の計画対象期間は平成27年度から平成29年度の3か年とします。

																			(年度)		
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37		
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
長岡京市第3次総合計画										長岡京市第4次総合計画(～H42)											
第2期基本計画					第3期基本計画					第1期基本計画					第2期基本計画						
長岡京市地域健康福祉計画										長岡京市地域健康福祉計画(～H42)											
中期					後期					前期					中期						
長岡京市第4次 高齢者福祉計画			長岡京市第5次 高齢者福祉計画			長岡京市第6次 高齢者福祉計画			長岡京市第7次 高齢者福祉計画			H37年を見据えて作成									
長岡京市第3期 介護保険事業計画			長岡京市第4期 介護保険事業計画			長岡京市第5期 介護保険事業計画			長岡京市第6期 介護保険事業計画			長岡京市第7期 介護保険事業計画			長岡京市第8期 介護保険事業計画			長岡京市第9期 介護保険事業計画 (～H38)			
第3次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画					第4次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画					第5次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画					第6次長岡京市障がい者(児) 福祉基本計画						
長岡京市健康増進計画										第2次 長岡京市健康増進計画											
京都府第4次 高齢者保健福祉計画			京都府第5次 高齢者保健福祉計画			京都府第6次 高齢者保健福祉計画			京都府第7次 高齢者保健福祉計画			京都府第8次 高齢者保健福祉計画			京都府第9次 高齢者保健福祉計画			京都府第10次 高齢者保健福祉計画			

### 3 計画課題

#### 課題1

高齢期を自分らしく暮らせる地域社会としていくことが求められます。

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、早い時期から、健康状態に合わせた、生活習慣病予防や介護予防を主体的に実践することが大切です。また、それを支援するための環境づくりが重要です。
- 高齢になっても、家庭や社会で役割や居場所を感じられることが大切です。趣味や生涯学習、これまでの知識・経験を活かした就労や地域との関わり等、様々な社会参画ができる場と機会が求められます。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域の福祉力・介護力の向上を図ることが大切です。互助を基本とした見守りや支えあいのある地域をつくるとともに、行政、専門職、民間事業者等の多様な関係機関が協力し、地域の高齢福祉を支えていくことが重要です。
- 高齢者虐待やその他の様々な権利侵害がなく、また、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、お互いの人権が尊重され、権利が守られる必要があります。
- 公共公益的施設のバリアフリー化、交通が不便な地域や通院・買い物等の日常生活に係る移動の確保、安全で快適な歩行空間づくり等により、安心して外出できる環境をつくることが重要です。

#### 課題2

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが求められます。

- 介護や医療が必要な状態になっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を可能なかぎり継続できることが大切です。そのためには、福祉・保健・医療が連携し、在宅生活に重点をおいた包括的な支援が求められます。
- 認知症があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人や家族を地域全体で見守り・支えていくことが大切です。そのため、認知症施策の総合的な実施が重要です。
- 要介護者の増加、在宅介護・医療の推進により、家族介護者の数は、今後急速に増加が見込まれます。在宅での要介護者の支援だけでなく、家族介護者への支援も必要です。
- 看取り期において、一人ひとりの意思が尊重され、その人らしい最期を迎えられる環境が重要です。

# 第2章

## 基本理念と施策目標等

### 1 基本理念

長岡京市の高齢福祉に係る基本理念を次のキャッチフレーズで示します。

「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～

この基本理念は、私たちが将来に求める“まちのあるべき姿”であり、この計画に基づく高齢福祉の取り組みが向かう先を照らしています。

上位計画である長岡京市地域健康福祉計画では、長岡京市第3次総合計画の「福祉・保健・医療」の主要テーマである「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を受け、これを基本理念として設定しています。また、現計画では基本目標として「『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》」「『参加と予防』《高齢者の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上と自立支援のために》」「『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》」を掲げています。

これらに込められた想いは、「高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して、心豊かに暮らすことができるよう、高齢期の生活を支え合うことができる」「介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその方の意思が尊重され尊厳ある生活が継続できる」というものです。

こうしたことを踏まえて、この計画の基本理念を「「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～」とし、家庭・地域・団体・事業者・行政等が、それぞれの役割を果たしながら、高齢期になっても、誰もがその意思が尊重され安心して暮らせることをまちの将来に展望することとします。

## 2 施策目標

この基本理念のもと、前計画の枠組みを勘案して「高齢期を自分らしく暮らす」「介護が必要になっても安心がある」の2つの観点を「柱」に、それぞれ5つの「施策領域」を設け、施策目標を次のとおり設定します。

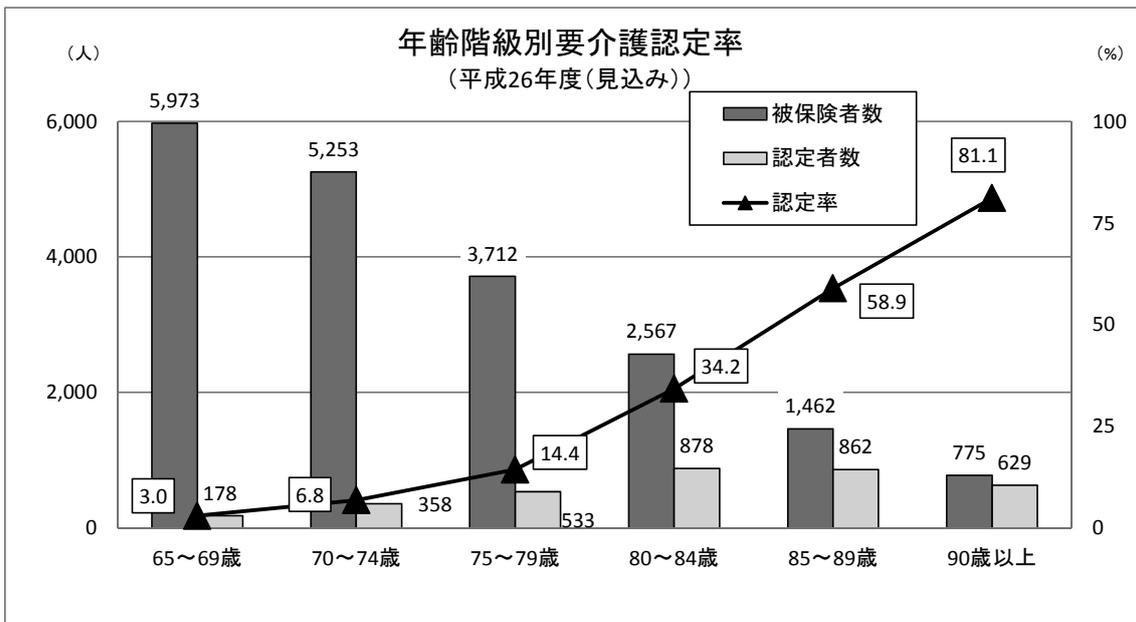
柱1	施策領域	施策目標
<p>高齢期を自分らしく暮らすことを応援する</p>	健康づくり・介護予防	「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康づくりや介護予防に取り組んでいる
	高齢期の社会参画	高齢の人がいきいきと社会参画している
	地域福祉	地域福祉の活動に積極的に参加している
	高齢者虐待防止・権利擁護対策	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている
	高齢期の安全な住環境と都市環境	高齢になっても安心して生活できるまちづくりが進んでいる
柱2	施策領域	施策目標
<p>介護等が必要になったときの安心を守る</p>	介護サービス等	介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる
	認知症対策	認知症についての地域の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる
	家族介護者支援	家族介護者が安心して介護ができる
	終末期支援	自分らしい最期を迎えることができる
	介護保険制度の適正運営	介護保険制度が適正に運用されている

### 3 主な成果指標

成果指標として、「75～84歳の要介護認定率」「要介護3以上の在宅比率」の2つを設定し、これらの指標数値により、今後概ね10年間の各施策の進捗状況を測るものとします。

#### 成果指標1：75～84歳の要介護認定率の上昇の抑制

- 75～84歳の10年間は状態像が大きく変化する時期であり、この時期から要介護認定率が増加しています。日本人の平均寿命から考えると、この時期に要介護認定を受けた場合、亡くなるまで介護を必要とする状態が10年程度あることとなります。
- 健康増進や介護予防に重点的に取り組むことにより、要介護認定率の上昇を抑えることができれば、健康に過ごせる時期が長くなり、生活の質の低下を防ぐとともに、介護保険の負担の軽減にも繋がります。
- 以上のことから、要介護認定率が高くなる75～84歳の認定率の上昇を抑制することを成果指標とし、その取り組みの成果を図るため以下のとおり目標数値を設定します。



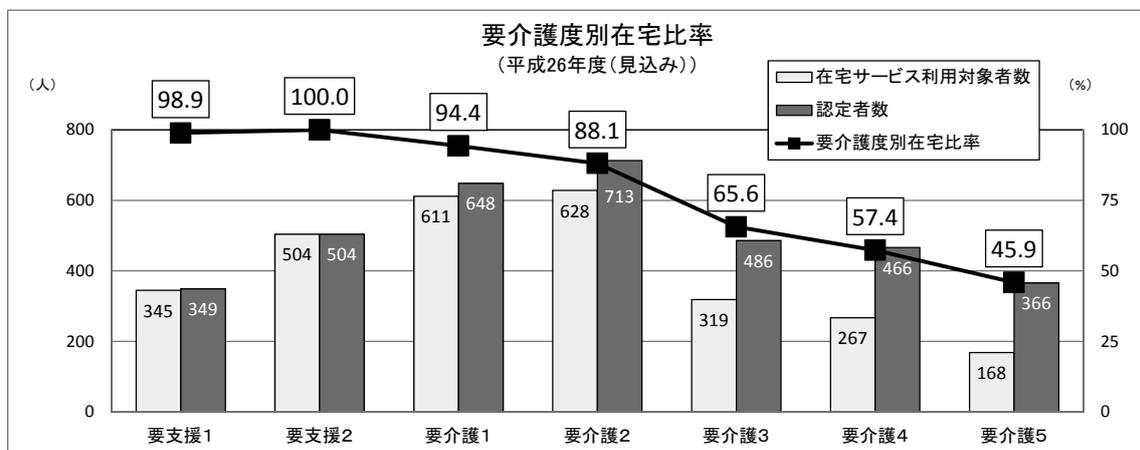
◎75歳～84歳の要介護認定率目標数値

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
75歳～79歳	15.5%	15.4%	14.4%	14.2%	14.1%	14.0%	14.4%	14.5%
80歳～84歳	31.7%	33.3%	34.2%	35.7%	37.2%	38.6%	39.6%	40.0%

※H24、H25は実績数値

## 成果指標2：要介護3以上の在宅比率の増加

- ・「在宅比率（要介護認定者のうち、施設・居住系サービスの利用者（※）を除いた人の比率）」をみると、要介護3で急激に低下しています。
- ・介護や医療が必要な状態になっても可能な限り在宅で過ごすことを望む人は多く、本市においても、在宅での生活を基本とした取り組みを進めています。
- ・これまでの施設中心の介護・医療から、住み慣れた生活の場において必要な介護・医療サービスが安心して受けられるよう社会資源を整備していくことが求められており、そのような環境が整った結果として、要介護3以上の在宅比率が高まると考えられます。
- ・以上のことから、成果指標として要介護3以上の在宅比率の増加を設定します。また、併せて在宅でのサービス利用の満足度等をアンケート調査等で把握し、それらの数値も参考としながら取り組みを評価していくこととします。



※ 施設・居住系サービス

- ・施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・居住系サービス：特定施設入居者生活介護、地域密着型認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

# 第3章

## 長岡京市の高齢福祉の取り組み

### 1 施策体系

#### 柱1 高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域	施策
健康づくり・介護予防	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の充実
高齢期の社会参画	(1) 働く場と機会づくりの促進 (2) 趣味活動・生涯学習活動等の促進
地域福祉	(1) 居場所・活動拠点の充実 (2) 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成 (3) 多世代交流の推進 (4) 日常生活の安心と災害時の備えの確保
高齢者虐待防止・ 権利擁護対策	(1) 高齢者虐待の予防と対策の強化 (2) 成年後見制度等の利用支援
高齢期の安全な 住環境と都市環境	(1) 住まいに関する安心・安全の確保 (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### 柱2 介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域	施策
介護サービス等	(1) 介護保険サービスの充実 (2) 生活支援サービスの充実 (3) 地域包括支援センターの機能強化 (4) 在宅医療・介護の連携強化
認知症対策	(1) 認知症に関する普及啓発の充実 (2) 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進 (3) 認知症等による行方不明者への対応
家族介護者支援	(1) 家族介護者支援の充実 (2) 介護と仕事の両立支援の促進
終末期支援	(1) 終末期に関する普及啓発の推進 (2) 看取り期のケア体制づくり
介護保険制度の適正運営	(1) 適正な制度利用の確保 (2) 評価等に基づく制度運営の改善

## 2 長岡京市の高齢福祉施策

### 1. 柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

#### 施策領域1：健康づくり・介護予防

##### 施策目標

「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康づくりや介護予防に取り組んでいる

#### (1) 健康づくりの推進

##### 【施策の課題】

- 健康教育や介護予防教室の事業内容の充実を図るとともに、多くの人が参加しやすいように身近な地域における開催など実施方法を工夫する必要があります。
- 自分自身の健康状態を把握して健康づくりに取り組む動機づけができるよう、情報提供の方法など工夫が必要です。

##### 【施策】

- 生活習慣病予防や健康増進など健康づくりに関する知識普及と意識啓発を従来の方法だけでなく、パソコンや情報端末等のメディアを活用した方法等により推進します。
- 健康診査、がん検診の受診促進により、生活習慣病等疾病の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。
- 日常の健康に関する相談から、入院治療や介護保険サービスの紹介、最適な在宅ケア等、身近なところで継続的な健康管理を行うために適切な助言・指導を行う「かかりつけ医」の普及啓発を行います。

## (2) 介護予防の充実

### 【施策の課題】

- 介護予防事業の参加者増加に向け、事業の周知を図るとともに、参加しやすい曜日、時間の設定、実施場所までの交通手段の確保など工夫が求められます。
- 「膝痛・腰痛対策のプログラム」「運動不足改良プログラム」「認知症の予防・支援プログラム」など参加者に魅力ある内容としていくことが求められます。
- 身近な場所で地域のニーズに応じた介護予防事業の実施が求められます。
- 要支援者に対する自立支援や重度化予防に資する取り組みの充実が求められます。
- 既存の介護予防拠点施設の老朽化や活動拠点が不足しているため、施設等拠点となる場の整備が求められます。

### 【施策】

- 保健センターや老人福祉センター、自治会館、地域包括支援センター等、身近な場を活用し、認知症予防や介護予防に関する様々な啓発事業を推進します。
- 地域での出前講座の充実を図り、より身近な場所で運動を実施できるようにしていきます。
- 市民が主体となって地域において介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 要支援者に対し、効果的な介護予防マネジメント、自立支援に向けたサービス提供を行います。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を見据えて、地域の互助、民間サービス等地域の社会資源の把握に努め、市独自事業等の役割分担を踏まえた介護予防のあり方を検討します。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 高齢者二次予防事業〔高齢介護課〕

## 施策領域2：高齢期の社会参画

---

### 施策目標

高齢の人がいきいきと社会参画している

### (1) 働く場と機会づくりの促進

#### 【施策の課題】

- 高齢の人がこれまでの経験や知識を活かし、働くことができる機会と場の充実が求められています。その中で、シルバー人材センターが担う役割は大きく、その活動の活性化が必要です。
- 定年退職した後でも、就労を希望する人が活躍できる環境をつくることが重要です。

#### 【施策】

- シルバー人材センターの活動や会員拡大に向けた広報活動、事業の円滑な実施に向けた運営支援等を行います。
- 長岡京市社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPOの活動等を支援していきます。
- 企業や事業者に対して、国や府、関係機関等による60歳以上の人の雇用に関する支援策等の情報提供を行います。

#### 【平成27～29年度の主な事業】

- ・ 高齢者労働能力活用事業〔高齢介護課〕

## (2) 趣味活動・生涯学習活動等の促進

### 〔施策の課題〕

- 高齢になっても、趣味活動や生涯学習活動等を通じて、いきいきと心豊かに過ごすことができるような活動の場や機会の充実が求められます。
- 老人クラブは、会員の高齢化や新規会員の減少等の課題を抱えており、時代に即応した組織や活動にしていくことが求められます。

### 〔施策〕

- 庁内の関係部署、地域の関係団体等と連携のもとで、市民ニーズを踏まえた生涯学習・生涯スポーツを推進します。
- 老人クラブの活動内容の充実や活動のPRを図り、加入者の増加に努めます。
- 60 歳以上の市民を対象に農園を貸与し、自然とふれあいながら園芸を楽しむ機会を提供します。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 老人クラブ運営助成事業〔高齢介護課〕
- ・ 高齢者健康・生きがいづくり推進事業〔高齢介護課〕

## 施策領域3：地域福祉

### 施策目標

地域福祉の活動に積極的に参加している

### (1) 居場所・活動拠点の充実

#### 【施策の課題】

- 核となる活動拠点として、老人福祉センター「竹寿苑」、地域福祉センター「きりしま苑」、「老人憩の家」及び平成26年度開設の「あったかられあいセンター」があります。事業内容の充実や周知に努め、新規利用者を含めた利用促進を図る必要があります。
- より身近なところでの居場所・活動拠点が求められています。

#### 【施策】

- 老人福祉センター「竹寿苑」は老朽化が進んでおり、移設も含め今後の施設の在り方について検討を進めます。
- 各活動拠点の取り組みに関する広報を充実させるとともに、地域ニーズの把握や地域福祉の向上をめざし、さまざまな分野での活動の実施に努めていきます。
- 地域における自主的な生きがい・居場所づくり活動に対して支援を行うとともに、身近な場所で気兼ねなく集いやすい多様な居場所づくりのために、空き家を活用する等の具体的な方策について検討します。
- 平成26年度に地域交流や地域支え合い活動の拠点として新たに開設する「あったかられあいセンター」について円滑な事業運営および事業内容の充実に努めます。

#### 【平成27～29年度の主な事業】

- ・ 高齢者健康・生きがいづくり推進事業〔高齢介護課〕
- ・ 老人福祉施設等整備事業〔高齢介護課〕
- ・ 老人憩の家運営事業〔高齢介護課〕
- ・ あったかられあいセンター管理運営事業〔高齢介護課〕
- ・ 老人福祉センター施設管理事業〔老人福祉センター〕

## (2) 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成

### 〔施策の課題〕

- 介護や福祉に係る人材が不足しているため、ボランティアを活用した人材確保・育成が求められます。
- ボランティア団体間での情報共有や連携による活動の活性化等に向けた取り組みが求められます。

### 〔施策〕

- 市民活動サポートセンターが中心となり、ボランティア活動に関心のある地域住民をボランティアセンター等のボランティア活動を支援する機関へつなぎます。
- 市民ニーズに応じた各種ボランティア養成講座を開催するとともに、受講者と活動団体のマッチングなど学習の成果を具体的なボランティア活動へとつなげていきます。
- 長岡京市社会福祉協議会にあるボランティアセンター機能、市の「人材登録制度（学習ボランティア）」、市民活動サポートセンター等のコーディネート機能の連携を図ります。

## (3) 多世代交流の推進

### 〔施策の課題〕

- 世代間交流、多世代交流の促進により、市民生活の豊かさ、高齢期の生活のしづらさ等について相互理解を深めることが求められます。

### 〔施策〕

- あったかふれあいセンターや多世代交流ふれあいセンターにおいて、高齢の人や子育て中の保護者の交流など多世代の交流を促進します。
- 学生や若い世代を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深め、多世代交流を促進します。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- あったかふれあいセンター管理運営事業〔高齢介護課〕
- 認知症施策総合推進事業〔高齢介護課〕

## (4) 日常生活の安心と災害時の備えの確保

### 【施策の課題】

- 認知症高齢者や高齢単身世帯の増加が見込まれる中で、地域住民による見守り活動の一層の充実が求められます。
- 災害時要配慮者支援制度のさらなる充実に向け、避難支援者の協力の促進や支援制度への関心を高めることが求められます。また、災害時における制度の具体的な運用方法を検討する必要があります。

### 【施策】

- 緊急通報システムの設置促進や民生児童委員、自治会での見守り活動や交流活動を促進し、「自助－互助－共助－公助」による生活支援システムの構築に努めます。
- 「おでかけあんしん見守り事業」や「山城ふるさとを守る活動に関する協定書」による地域・民間事業所・公的機関等が連携し、高齢の人の見守り体制の構築を推進します。
- 「長岡京市地域防災計画」に基づく取り組みにより、災害時要支援者に対する支援体制の整備を進めます。
- 災害時等においても福祉サービスが継続的に受けられるよう、地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携強化を図ります。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 緊急通報体制等整備事業〔高齢介護課〕
- 認知症施策総合推進事業〔高齢介護課〕

## 施策領域4：高齢者虐待防止・権利擁護対策

### 施策目標

高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている

### (1) 高齢者虐待の予防と対策の強化

#### 【施策の課題】

- 高齢者虐待の未然防止・早期発見につながるよう、市民へ一層の知識普及と意識啓発が必要です。
- 対応件数の増加に伴って、困難ケース、緊急性の高いケースも増加しており、関係機関での情報共有や対応する職員の資質向上が重要となっています。

#### 【施策】

- 市広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用した地域住民への普及啓発や高齢福祉に従事する人の人権意識の向上を図ります。
- 長岡京市虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携や地域での見守り体制の充実・強化により、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
- 虐待への対応にあたっては、虐待の被害者、加害者双方の心身のケアにあたりながら、状況に応じて弁護士、医師等の専門家との協議の上で適切な対応に努めます。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 地域包括ケアシステム運営事業〔高齢介護課〕

## (2) 成年後見制度等の利用支援

### 【施策の課題】

- 市民に対して、成年後見制度等に関する知識普及と意識啓発が求められます。
- 支援を必要とする人が制度を十分に利用できるよう、対象者の把握に努め、成年後見制度の利用へと繋げていくことが必要です。

### 【施策】

- 成年後見制度の利用支援、成年後見審判（法定後見）の市長申立制度、長岡京市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の周知と利用促進により、権利擁護に努めます。
- 市民後見人の養成に向けた研修や講座の実施、専門職による支援体制の構築について検討します。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 成年後見制度利用支援事業〔高齢介護課〕

## 施策領域5：高齢期の安全な住環境と都市環境

### 施策目標

高齢になっても安心して生活できるまちづくりが進んでいる

### (1) 住まいに関する安心・安全の確保

#### 【施策の課題】

- 加齢等による身体機能の低下や障がいがあっても、安心して自宅で生活ができるよう、住宅に係るバリアフリー改修についての情報提供、助成等が求められます。
- 高齢者住宅改造助成事業の制度に関する周知が進み、利用者が増加傾向にあります。引き続き、必要とする人に適切なサービスを提供していくことが求められます。

#### 【施策】

- 住宅改造等の各種助成制度の情報提供および適切な助成を実施します。
- 高齢の人が安全、安心に暮らすために適切な住まいを選択、利用できるよう、民間事業者の動向把握や制度の周知、情報の提供に努めます。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 高齢者住宅改造助成事業〔高齢介護課〕

## (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### 【施策の課題】

- 公共施設、歩道整備等のバリアフリー化の取り組みを進めていくことが求められます。
- 市内の交通が不便な地域や高齢者の交通手段を確保するための対策が求められます。

### 【施策】

- 公共公益的施設や道路の整備にあたっては、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化とユニバーサルデザインに基づく整備を行います。
- 安全な歩行空間を確保するために、歩道の整備・改良、歩車分離、段差の解消等を行うとともに、放置自転車、違法駐車（駐輪）、はみ出し看板等の解消に取り組みます。

## 2. 柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

### 施策領域1：介護サービス等

#### 施策目標

介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる

#### (1) 介護保険サービスの充実

##### 【施策の課題】

- 在宅サービスの利用が必要な人が適切な利用ができるよう、サービス供給体制の充実を図っていくことが求められます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の今後の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活を送ることができるよう、地域密着型サービスの充実が求められます。
- 施設サービスについては、利用ニーズの的確な把握に努め、必要な施設を計画的に整備していくことが求められます。
- 介護に関わる人材が不足しており、介護職員の確保・育成・定着が求められます。

##### 【施策】

- 身近な地域でサービスを利用できる地域密着型サービスの充実に努めます。
- 在宅介護の推進のために設けられた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」等の情報提供・共有等により、サービスの有効利用を促進します。
- 本市に指定・指導権限がある地域密着型サービスについて、定期的に実地指導を実施するほか、必要に応じて、質問・調査等を行い、利用者に適正なサービスが提供されるよう、指導、助言等を行います。
- 「地域密着型サービス運営委員会」において、地域密着型サービスの指定や指定基準、運営評価等に関し意見聴取を行い、サービスの適正運営を確保する取り組みを推進します。
- 高齢の人を対象にしたアンケート調査等により、施設サービスに対するニーズを把握するとともに、介護保険事業計画の整備計画に基づく取り組みを進めます。

- 介護事業所連絡会議等で、人材育成・定着への事業所の取り組みに関する情報共有を図ります。
- 京都府や福祉人材センター等と連携を図りながら、各事業所における介護職員の確保・育成のための取り組みを支援します。
- 特別養護老人ホームやグループホーム等の地域密着型サービスの建設や開設を行う事業者に対し、整備や開設準備に係る経費の補助を行います。

【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 保険給付（地域密着型介護サービス事業）〔高齢介護課〕
- ・ 保険給付事業（居宅介護サービス給付）〔高齢介護課〕
- ・ 介護保険事業計画管理〔高齢介護課〕
- ・ 民間老人福祉施設等整備費助成事業〔高齢介護課〕

## （２）生活支援サービスの充実

### 【施策の課題】

- 新しい総合事業へ移行する中で、介護保険サービスとの整合を図りながら、地域住民による互助を基本としつつ、市民の多様な生活支援のニーズに応えるために、様々な主体による生活支援サービスの充実が求められます。

### 【施策】

- 市独自の福祉サービスとして、配食サービス、ホームヘルプサービス等の生活支援サービスを提供します。
- 生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手となるボランティアの発掘・養成、地域資源の開発、生活支援サービスに係る関係者のネットワーク化等を推進します。
- ボランティア、NPO、サービス事業所等の多様な主体からなる協議会を設置し、情報共有や地域福祉活動との整合・調整を図り、生活支援の取り組みにおける連携・協働の基盤としていきます。

【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 高齢者在宅生活支援事業〔高齢介護課〕
- ・ 高齢者配食サービス事業〔高齢介護課〕
- ・ 保険給付事業（居宅介護サービス給付）〔高齢介護課〕
- ・ 緊急通報体制等整備事業〔高齢介護課〕
- ・ 家族介護者支援事業（介護用品給付事業）〔高齢介護課〕

### (3) 地域包括支援センターの機能強化

#### 〔施策の課題〕

- 地域包括支援センターは、認知症施策の推進、虐待等の困難ケースへの適切な対応、介護と医療の連携促進など地域包括ケアの核としての役割が期待されており、地域包括支援センターの体制の充実や職員の資質向上、地域や関係機関との更なるネットワークの強化が求められます。

#### 〔施策〕

- 地域包括支援センターの増設や在宅介護支援センターのあり方も含めた地域の総合的な相談支援体制構築の検討を行います。
- 地域包括支援センターの周知を図り、利用しやすい地域包括支援センターにするとともに、支援を必要とする人の相談利用へとつなげていきます。
- 職員の研修会への参加促進、在宅介護支援センター・ランチ連絡協議会等各種会議を活用した情報交換・情報共有等により、地域包括支援センターの職員の資質向上に努めます。
- 包括ケア会議や中学校区ごとの地域ケアマネジメント会議、困難事例の対応検討等を通じて、関係者・関係機関での情報共有や地域のネットワーク構築を図っていきます。
- 地域包括支援センター運営協議会において、地域包括支援センターの事業運営に関する評価・助言等を行います。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 地域包括ケアシステム運営事業〔高齢介護課〕

#### (4) 在宅医療・介護の連携強化

##### 【施策の課題】

- 高齢化の進展に伴って、在宅で介護と医療を必要とする人の増加も見込まれており、医療と介護の連携がより一層求められます。

##### 【施策】

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等の多職種協働による在宅医療の提供体制の構築を促進します。
- 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで一体的に支える、在宅医療の仕組みづくりを促進します。
- 医療機関、医療関係者等と保健、福祉、介護の関係機関の連携を強化し、医療と介護が必要な状態であっても、多様なサービスが身近なところで包括的に提供ができる支援体制をつくります。
- 包括ケア会議や乙訓地域包括ケア推進交流会等による地域医師会との情報共有・ネットワークの構築を図るほか、個別ケースの支援検討会議への医療関係者の参加を促進し、医療と介護・福祉等の関係機関の連携強化を図ります。

##### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 地域包括ケアシステム運営事業〔高齢介護課〕

## 施策領域2：認知症対策

### 施策目標

認知症について地域の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる

### (1) 認知症に関する普及啓発の充実

#### 【施策の課題】

- 若い世代や働き盛りの人など様々な人を対象とした認知症サポーター養成講座の開催等により認知症に対する正しい理解を広めていくことが求められます。
- キャラバン・メイトのスキルアップのための研修への参加率を高めるため、フォローアップ教室の内容の充実やキャラバン・メイトとしての活動の機会を増やしていくことが求められます。
- 認知症の人やその家族の視点にたった認知症への理解を深める普及啓発が求められます。

#### 【施策】

- 市広報誌や市ホームページ等を通じての情報発信やパンフレット・冊子等の活用により認知症に関する普及啓発を推進し、認知症の人とその家族を地域で支える機運の醸成を図ります。
- 認知症サポーターの養成講座を自治会や学校、商店街等で開催し、様々な年代、立場の人が参加できるようにします。
- 認知症公開市民講座や認知症介護予防講座を積極的に行い、認知症への理解や啓発に努めます。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 認知症施策総合推進事業〔高齢介護課〕

## (2) 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進

### 【施策の課題】

- 認知症の早期段階で適切な機関への相談に繋がるよう認知症予防や軽度認知障害（MCI）に関する普及啓発を図ることが求められます。
- 医療・介護等の適切な連携の確保のため、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）が確立され、それが関係者間で共有し活用されることが求められます。
- 認知症の相談窓口に関する情報提供や相談しやすい環境づくりが求められます。
- 認知症対応型カフェ等の居場所づくりとそれを支える人材育成や活動への支援が求められます。
- 認知症地域支援推進員や地域包括支援センターを中心としたネットワークの連携強化により、必要な方が認知症対応型カフェや認知症初期集中支援チームなどの適切な支援に繋がる仕組みをより強化すること求められます。

### 【施策】

- 医療・介護関係者等が早期に認知症等に気づき、必要な医療サービスや介護サービスにつなげられるようかかりつけ医や介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。
- 民生児童委員の見守り活動、在宅介護支援センター等の日常的な地域の高齢の人への相談活動等が認知症の早期発見に繋がるように、高齢の人と接する機会が多くある人の認知症に関する知識普及と意識啓発の取り組みを充実させます。
- 若年性認知症について地域の医師会との連携により、若年者も対象としたもの忘れ検診事業を実施し対象者の早期の把握に努めるなど関係機関及び国や府との連携を一層強化し支援のあり方を検討します。
- 認知症地域支援推進員を活用し、市内だけでなく、乙訓圏域や他市町村との医療機関やサービス事業所等のネットワークづくりをさらに進めます。
- 身近な地域で、認知症の人が落ち着いて過ごせる認知症対応型カフェ等の居場所づくりを推進し、必要な医療や介護サービスに早期に繋がるようにします。
- 認知症等の病気の状態に合わせて利用できる本市の制度やサービスの紹介、相談窓口等をまとめた認知症ケアパスを作成します。また、市民に認知症ケアパスを配布し、状態が変化しても適切なサービスを本人または家族が選択できるよう周知を図ります。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 認知症施策総合推進事業〔高齢介護課〕

### (3) 認知症等による行方不明者への対応

#### 【施策の課題】

- 認知症高齢者の増加に伴い、認知症高齢者への普段からの声かけ・見守り活動等を地域で行う体制の強化が求められます。
- 行方不明にならないための有効な手法・手段の普及を目的とした、啓発及び情報提供が求められます。
- 行方不明者を捜索するために、関係機関を含め乙訓圏域等広域なネットワークの確立が求められます。

#### 【施策】

- 認知症高齢者を地域で見守るための「おでかけあんしん見守り事業」の協力団体を増やし、体制を強化します。
- かかりつけ医、保健所、警察署等の関係機関と連携して「おでかけあんしん見守り事業」の周知を図り、事前登録者や靴に貼る反射シールの配布者を増やすことにより、行方不明者の早期発見・保護をめざします。
- 行方不明時捜索体験（徘徊模擬訓練）を地域で実施することにより、啓発を図るとともに地域の見守り体制を強化します。
- GPSの活用等、行方不明時に有効な手法への助成を行います。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 認知症施策総合推進事業〔高齢介護課〕

## 施策領域3：家族介護者支援

### 施策目標

家族介護者が安心して介護ができる

### (1) 家族介護者支援の充実

#### [施策の課題]

- 家族介護者が安心して介護ができるよう、介護の経済的・肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止等の取り組みが求められます。

#### [施策]

- 介護者が日常の介護から一時的に離れ、心身ともにリフレッシュできる機会を提供します。
- 認知症高齢者を介護する家族の外出や休息等の支援を目的として、見守りや話し相手となる支援員を派遣します。
- 家族介護者の負担軽減のため、家族介護者の交流の場の提供や、介護に関する相談を行います。
- 地域において、家族介護に対する理解と協力が得られるよう、知識普及と意識啓発を行います。
- 性別や年齢等に配慮した介護教室等を開催し、知識や技術の普及等に取り組みます。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- ・ 家族介護支援事業（家族介護者リフレッシュ事業）〔高齢介護課〕

### (2) 介護と仕事の両立支援の促進

#### [施策の課題]

- 介護を理由として就業を断念することがないよう、介護者が継続就業できる仕組みを整えていくことが求められます。

#### [施策]

- 企業や事業所等に対し、介護休業制度等の両立支援制度の整備および制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を、府や関係機関の協力のもとで取り組みます。

## 施策領域4：終末期支援

### 施策目標

自分らしい最期を迎えることができる

### (1) 終末期に関する普及啓発の推進

#### 【施策の課題】

- 自宅で亡くなる人は全体の1割程度であり、自宅での看取りに対して具体的なイメージを持つことが難しい状況です。市民に対し、在宅看取りに関する意識啓発が求められます。

#### 【施策】

- 自分自身の「終末期」や家族の「看取り」について考える場や機会を設け、知識普及と意識啓発を推進します。
- 看取り期や看取り後など身近な人を喪失することで体験する複雑な情緒的状态をケアするグリーフケアに関する普及啓発を行います。

#### 【平成27～29年度の主な事業】

- ・ 「終末期」「看取り」を市民・専門家等と考えるフォーラムの開催

### (2) 看取り期のケア体制づくり

#### 【施策の課題】

- 在宅での終末期、看取りにあたっては、必要な在宅医療・サービスが確保できることが重要となります。入院医療・施設介護から可能な限り在宅へと移行していく仕組みづくりが求められます。

#### 【施策】

- 病院・診療所とかかりつけ医との連携、退院調整機能の強化、一人ひとりのニーズに応える多職種協働チームづくり、本人・家族への意思決定支援等、看取りを支える体制について検討します。

## 施策領域5：介護保険制度の適正運営

### 施策目標

介護保険制度が適正に運用されている

### (1) 適正な制度利用の確保

#### 【施策の課題】

- 介護保険サービスを必要とする方が、それを適切に利用できるよう、引き続き情報提供が必要です。
- 要介護認定の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、認定基準の統一化や行政による点検、認定調査員の資質向上等が求められます。
- 介護保険給付の適正を確保するため、行政による評価、点検が求められます。
- 経済的な負担により、必要なサービスの利用が不適切に抑制されないように低所得者の経済的負担の軽減が求められます。

#### 【施策】

- ガイドブックや市広報誌、ホームページ、出前講座等により、介護保険制度やサービスの利用方法等についての情報提供を行います。また、障がいのある人や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が届きにくい方への情報提供についても配慮します。
- 介護認定審査会委員に対する研修の実施、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検等により、要介護認定の公平・公正性の確保に努めます。
- 乙訓2市1町の合議体間での格差が生じないよう、介護認定審査会委員に対する共同研修や意見・情報交換等の介護認定審査会の平準化を図ります。
- 認定訪問調査の点検をはじめ、住宅改修の実地点検、医療情報との突合、縦覧点検等を実施し、適正な介護保険給付の確保に努めます。
- サービス利用料の低所得者対策について、事業の周知に努め、適正に実施します。
- 低所得者に対して、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等の適切な利用を促進します。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 介護保険事業計画管理事業〔高齢介護課〕
- 介護認定適正化事業〔高齢介護課〕
- 介護保険利用料減免措置給付事業〔高齢介護課〕

## (2) 評価等に基づく制度運営の改善

### 【施策の課題】

- 市民が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護保険サービスに関する苦情・相談体制の充実、介護サービス事業者への評価とそれに対する指導による質の向上等の取り組みが求められます。

### 【施策】

- 特別養護老人ホームやグループホーム等の介護保険施設等においては、「介護相談員」が利用者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換等により、それらの解消に努めます。
- 障がい者やその家族等の相談に迅速に対応できるよう、手話等のコミュニケーション支援等を行うとともに、地域のネットワークを活用し、地域での相談支援体制の充実を図ります。
- 利用者や第三者からの評価に基づいて、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、利用者がサービスを選択する際にその情報を活用できるようにしていきます。

#### 【平成 27～29 年度の主な事業】

- 介護認定適正化事業〔高齢介護課〕
- 介護保険事業計画管理〔高齢介護課〕

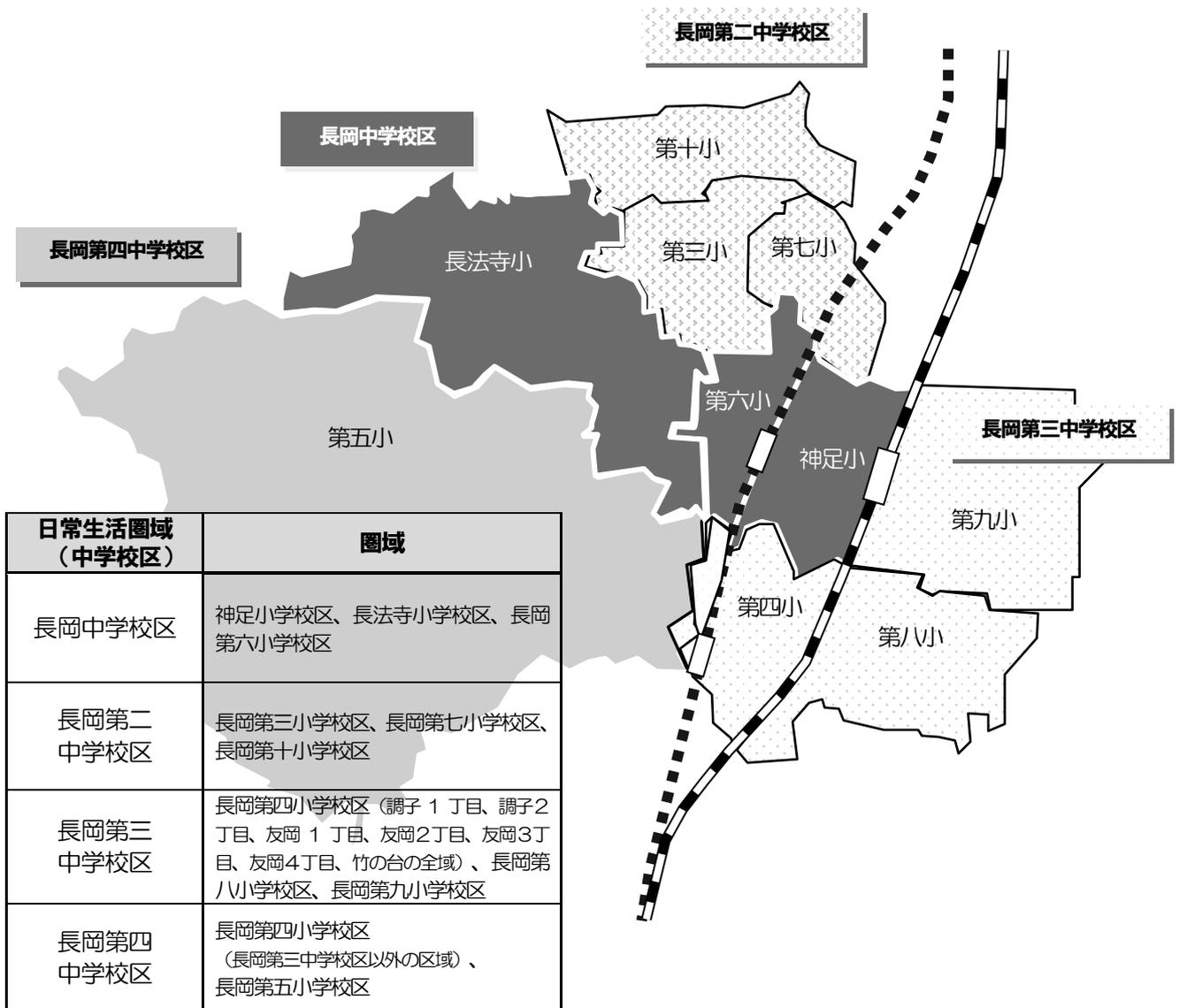
# 第4章

## 介護保険サービス・地域支援事業等の見込み量

### 1 日常生活圏域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険サービス等を提供するための整備状況等を総合的に勘案して、高齢の人が住み慣れた地域でサービスが受けられるように「日常生活圏域」を設定することとしています。

本市では、前計画からの継続性を考慮し、また要援護高齢者を支援する関係者、関係機関が緊急時において迅速に駆けつけることができるよう、引き続き中学校区を単位とした圏域を設定し、この圏域を基本に地域包括ケアシステムの充実をめざすものとします。



## 2 被保険者及び要介護（要支援）認定者数の推計

第6期計画期間中の平成29年度には、被保険者は48,331人になると見込まれています。

また、要介護・要支援認定者数（第1号）は、平成29年度に4,034人、認定率18.8%になると見込まれています。

### ■ 人口および被保険者数

	第6期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
総人口〔人〕	80,237	80,127	80,016
高齢化率〔%〕	26.06	26.42	26.78
被保険者数（合計）〔人〕	47,685	48,008	48,331
第1号被保険者数（65歳以上）〔人〕	20,910	21,168	21,426
前期高齢者（65～74歳）〔人〕	11,804	11,586	11,369
後期高齢者（75歳以上）〔人〕	9,106	9,582	10,057
第2号被保険者数（40～64歳）〔人〕	26,775	26,840	26,905

\*第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### ■ 認定者数と認定率〔第1号被保険者のみ〕

	第6期計画		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
要支援1〔人〕	428	471	517
要支援2〔人〕	525	503	479
要支援者小計〔人〕	953	974	996
要介護1〔人〕	687	710	731
要介護2〔人〕	720	713	705
要介護3〔人〕	552	598	656
要介護4〔人〕	497	507	534
要介護5〔人〕	388	397	411
要介護者小計〔人〕	2,843	2,925	3,038
認定者数合計〔人〕	3,883	3,988	4,129
第1号被保険者〔人〕	3,797	3,899	4,034
第2号被保険者〔人〕	86	89	95
65歳以上人口〔人〕	20,910	21,168	21,426
第1号認定率〔%〕	18.2	18.4	18.8

\*第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### 3 施設・居住系サービスの給付量等の見込み

第6期計画期間中（平成27～29年度）の施設・居住系サービス利用者等の見込みは下表のとおりです。

■ 介護保険施設及び介護専用居住系サービス利用者見込み数等[月単位]

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護保険施設及び居住系サービス利用者数〔人〕と割合	656	668	689	766	777	831
要介護2～5の利用者〔人〕	621	630	648	695	707	733
要介護2～5に占める割合〔%〕	94.66	94.31	94.05	90.73	90.99	88.21
介護保険施設利用者数〔人〕	495	494	490	519	525	569
介護老人福祉施設（うち地域密着型介護老人福祉施設）〔人〕	246 (0)	246 (0)	248 (0)	281 (28)	287 (29)	331 (58)
介護老人保健施設〔人〕	172	189	185	185	185	185
介護療養型医療施設〔人〕	77	59	57	53	53	53
高齢者人口に占める介護保険施設利用者の割合〔%〕	2.76	2.62	2.48	2.48	2.48	2.66
施設利用者のうち要介護4・5の利用者〔人〕	334	322	311	339	346	389
施設利用者のうち要介護4・5に占める割合〔%〕	67.5	65.2	63.5	65.3	65.9	68.4
居住系サービスの利用者〔人〕	160	174	199	244	249	259
認知症対応型共同生活介護〔人〕	102	110	114	140	145	150
介護専用型特定施設（うち地域密着型介護専用型特定施設）〔人〕	58 (0)	64 (0)	85 (0)	104 (0)	104 (0)	109 (0)
高齢者人口に占める居住系サービス利用者の割合〔%〕	0.89	0.92	1.01	1.17	1.18	1.21

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

## 4 居宅サービス等の給付量等の見込み

### 1. 居宅サービス等の利用者数の推計

#### ■ 居宅サービス等の受給対象者数の見込み

平成 27～29 年度までの居宅サービス等の利用対象数の見込みを次の式により、要介護度別に算出しました。

居宅サービス等の利用対象数

$$= \text{要支援} \cdot \text{要介護認定者数} - \text{施設} \cdot \text{居住系サービス利用者数}$$

#### ■ 居宅サービス等の利用者対象者数

		実績			第 6 期計画		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	要支援 1〔人〕	212	275	345	422	463	509
	要支援 2〔人〕	422	446	504	536	515	492
要支援者小計〔人〕		634	721	849	958	978	1,001
	要介護 1〔人〕	540	584	611	676	702	725
	要介護 2〔人〕	588	615	628	663	662	660
	要介護 3〔人〕	292	317	319	376	423	458
	要介護 4〔人〕	249	263	267	288	290	296
	要介護 5〔人〕	177	208	168	159	159	160
要介護者小計〔人〕		1,846	1,987	1,994	2,161	2,237	2,299
合計〔人〕		2,479	2,708	2,843	3,120	3,215	3,301

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

#### ■ 居宅サービス等の利用見込み量の推計

居宅サービス等の要介護度別対象数の見込みに、サービスごとの利用率（在宅サービス対象者数に対する利用率）を乗じ、施策等を反映することによって平成 27～29 年度まで居宅サービスごとの利用者数の見込み（要介護度別）を算出しました。

各居宅サービス利用者数

$$= \text{居宅サービス等の利用者対象（要介護度別）} \times \text{在宅サービス利用率}$$

## 2. 介護予防サービス・居宅サービスの利用見込み量の推計

### (1) 予防給付

#### ■ 予防給付（要支援1・2）の利用見込み量〔年間〕

		実績			第6期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護予防訪問介護（※）	利用者数 [人]	2,190	2,445	2,712	2,880	2,976	
介護予防訪問 入浴介護	利用回数 [回]	0	0	0	0	0	0
	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	利用回数 [回]	265	445	482	707	704	648
	利用人数 [人]	51	98	108	156	156	156
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数 [回]	420	414	468	500	580	570
	利用人数 [人]	46	58	60	72	72	72
介護予防居宅療養管理指導	利用人数 [人]	32	39	36	60	60	72
介護予防通所介護（※）	利用人数 [人]	494	706	1,416	1,740	2,450	
介護予防通所リハビリテーション	利用人数 [人]	1,185	1,367	1,536	1,788	1,812	1,800
介護予防短期入所生活介護	利用日数 [日]	78	88	76	47	53	60
	利用人数 [人]	31	34	36	12	12	12
介護予防短期入所療養介護	利用日数 [日]	2	6	0	0	0	0
	利用人数 [人]	1	1	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数 [人]	28	40	47	120	120	120
介護予防福祉用具貸与	利用人数 [人]	1,335	1,533	1,932	2,316	2,532	2,760
特定介護予防福祉用具販売	利用人数 [人]	72	72	84	96	96	108
住宅改修	利用人数 [人]	96	120	156	120	120	120
介護予防支援	利用人数 [人]	4,049	4,692	5,640	6,540	6,936	7,440

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

\*（※）介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、平成29年度から地域支援事業へ移行する。

(2) 介護給付

■ 介護給付（要介護1～5）の利用見込み量〔年間〕

		実績			第6期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問介護	利用回数 [回]	123,393	131,135	136,861	145,480	156,404	166,996
	利用人数 [人]	7,588	7,558	7,764	8,004	8,268	8,556
訪問 入浴介護	利用回数 [回]	1,247	1,333	1,601	1,691	1,672	1,645
	利用人数 [人]	265	280	348	384	384	384
訪問看護	利用回数 [回]	12,869	13,972	15,385	16,291	18,774	21,943
	利用人数 [人]	2,387	2,633	2,976	3,132	3,504	3,972
訪問リハビリテーション	利用回数 [回]	13,318	15,428	18,284	22,304	27,254	32,156
	利用人数 [人]	1,416	1,558	1,812	2,160	2,580	2,976
居宅療養管理指導	利用人数 [人]	3,036	3,436	3,972	4,428	5,220	6,072
通所介護	利用人数 [人]	6,665	7,800	8,976	9,612	8,424	9,132
通所リハビリテーション	利用人数 [人]	4,737	5,018	4,860	5,064	5,136	5,220
短期入所生活介護	利用日数 [回]	23,813	27,413	25,619	25,949	25,069	24,360
	利用人数 [人]	2,934	3,121	2,988	3,036	3,048	3,036
短期入所療養介護	利用日数 [回]	3,210	4,137	4,508	4,992	5,314	5,602
	利用人数 [人]	381	489	492	528	528	528
特定施設入居者生活介護	利用人数 [人]	672	723	972	1,152	1,152	1,212
福祉用具貸与	利用人数 [人]	11,143	12,273	13,032	14,376	15,624	16,800
特定福祉用具販売	利用人数 [人]	264	300	252	300	300	300
住宅改修	利用人数 [人]	252	324	312	360	396	444
居宅介護支援	利用人数 [人]	17,351	18,451	19,130	21,421	22,623	23,489

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

## 5 地域密着型サービスの給付量等の見込み

### 1. 日常生活圏域別被保険者及び要介護（要支援）認定者数の推計

#### ■ 日常生活圏域別第1号被保険者数の見込み（推計）

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
長岡中学校区〔人〕	5,747	6,008	6,242	6,612	6,693	6,775
長岡第二中学校区〔人〕	4,539	4,798	5,007	5,303	5,368	5,434
長岡第三中学校区〔人〕	4,346	4,594	4,868	5,156	5,220	5,284
長岡第四中学校区〔人〕	3,315	3,481	3,625	3,839	3,886	3,934
合計〔人〕	17,947	18,881	19,742	20,910	21,168	21,426

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

■ 日常生活圏域別要支援・要介護認定者数の見込み（第1号被保険者推計）

		実績			第6期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
長岡中学校区	要支援1〔人〕	80	104	116	144	159	174
	要支援2〔人〕	151	165	172	180	173	164
	要介護1〔人〕	185	190	205	222	230	237
	要介護2〔人〕	222	218	219	230	227	225
	要介護3〔人〕	135	144	153	177	191	210
	要介護4〔人〕	131	136	136	148	151	159
	要介護5〔人〕	115	108	104	114	117	121
	計	1,019	1,065	1,105	1,216	1,248	1,291
長岡第二中学校区	要支援1〔人〕	57	90	101	126	138	152
	要支援2〔人〕	105	109	111	116	111	106
	要介護1〔人〕	164	157	174	189	195	201
	要介護2〔人〕	154	170	168	176	174	172
	要介護3〔人〕	107	115	123	142	154	169
	要介護4〔人〕	113	107	102	111	113	119
	要介護5〔人〕	102	95	103	113	116	120
	計	802	843	882	973	1,002	1,039
長岡第三中学校区	要支援1〔人〕	47	60	64	80	88	96
	要支援2〔人〕	80	102	109	114	109	104
	要介護1〔人〕	124	130	129	140	145	149
	要介護2〔人〕	143	148	156	163	162	160
	要介護3〔人〕	109	109	105	121	131	144
	要介護4〔人〕	100	107	113	123	126	132
	要介護5〔人〕	74	66	75	82	84	87
	計	677	722	751	824	845	873
長岡第四中学校区	要支援1〔人〕	39	52	61	76	84	92
	要支援2〔人〕	92	89	108	113	108	103
	要介護1〔人〕	109	136	122	132	137	141
	要介護2〔人〕	144	146	143	150	148	147
	要介護3〔人〕	82	91	97	112	121	133
	要介護4〔人〕	100	103	102	111	113	119
	要介護5〔人〕	60	67	69	76	78	80
	計	626	684	702	770	790	815
市全体	要支援1〔人〕	226	308	344	428	471	517
	要支援2〔人〕	430	466	501	525	503	479
	要介護1〔人〕	588	616	633	687	710	731
	要介護2〔人〕	667	683	687	720	713	705
	要介護3〔人〕	438	462	478	552	598	656
	要介護4〔人〕	452	457	456	497	507	534
	要介護5〔人〕	356	339	353	388	397	411
	計	3,157	3,331	3,452	3,797	3,899	4,033

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

\*各中学校区の認定者数は市全体の認定者数を各中学校区の認定者数で按分している。

\*市全体の実績値は住所地特例の数値を含むため、各中学校区の合計値と合わない。

## 2. 地域密着型サービスの利用見込み量

### (1) 予防給付

#### ■ 地域密着型サービス予防給付（要支援1・2）の利用見込み量〔年間〕

		実績			第6期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護予防 認知症対応型通所介護	利用回数 [回]	31	12	0	0	0	0
	利用人数 [人]	10	3	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	利用人数 [人]	37	50	48	60	84	108
介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

(2) 介護給付

■ 地域密着型サービス介護給付（要介護1～5）の利用見込み量 [年間]

		実績			第6期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数 [人]	0	24	48	60	84	108
夜間対応型訪問介護	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	利用回数 [回]	9,249	9,050	9,275	11,496	14,000	15,482
	利用人数 [人]	905	876	828	936	1,056	1,068
小規模多機能型居宅介護	利用人数 [人]	572	633	612	768	960	996
認知症対応型共同生活介護	利用人数 [人]	1,226	1,325	1,368	1,680	1,740	1,800
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数 [人]	0	0	0	336	348	696
複合型サービス	利用人数 [人]	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	利用回数 [回]					21,215	23,257
	利用人数 [人]					2,376	2,580

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### 3. 日常生活圏域別地域密着型サービス整備計画

第6期計画期間中（平成27～29年度）における地域密着型サービスについては、長岡第四中学校区において小規模多機能型居宅介護を1箇所（定員18名）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）を1箇所（定員29名以下）を整備する予定をしています。

			平成26年度末 時点の整備量	第6期計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
長岡中学校区	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	38	20	27	31
	② 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	258	295	341	351
	③ 小規模多機能型居宅介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	211	257	328	384
	④ 認知症対応型共同生活介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	421	515	531	559
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	0	101	105	211
長岡第一中学校区	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	28	14	20	23
	② 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	208	232	261	261
	③ 小規模多機能型居宅介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	169	205	260	295
	④ 認知症対応型共同生活介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	346	429	449	467
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	0	85	88	176

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

		平成26年度末 時点の整備量	第6期計画			
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
長岡第二中学校区	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	31	16	22	26
	② 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	189	210	227	215
	③ 小規模多機能型居宅介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	148	183	236	268
	④ 認知症対応型共同生活介護	箇所数 [箇所]	3	3	3	3
		利用者数 [人]	312	380	392	410
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	0	77	80	159
長岡第四中学校区	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 [箇所]	0	0	0	0
		利用者数 [人]	28	14	20	23
	② 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	173	201	232	238
	③ 小規模多機能型居宅介護	箇所数 [箇所]	0	0	1	1
		利用者数 [人]	138	170	218	251
	④ 認知症対応型共同生活介護	箇所数 [箇所]	2	2	2	2
		利用者数 [人]	286	348	359	376
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数 [箇所]	0	0	1	1
		利用者数 [人]	0	69	71	143
市主体	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数 [箇所]	1	1	1	1
		利用者数 [人]	126	64	89	104
	② 認知症対応型通所介護	箇所数 [箇所]	5	5	5	5
		利用者数 [人]	828	938	1,061	1,065
	③ 小規模多機能型居宅介護	箇所数 [箇所]	4	4	5	5
		利用者数 [人]	666	815	1,042	1,197
	④ 認知症対応型共同生活介護	箇所数 [箇所]	8	8	8	8
		利用者数 [人]	1,365	1,671	1,732	1,812
	⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所数 [箇所]	1	1	2	2
		利用者数 [人]	0	332	345	689

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\*四捨五入による端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

## 6 介護保険施設の利用見込み量の推計

### ■ 介護保険施設の給付見込み〔年間〕

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護老人福祉施設	2,949	2,948	2,976	3,036	3,096	3,276
介護老人保健施設	2,069	2,269	2,220	2,220	2,220	2,220
介護療養型医療施設	926	710	684	636	636	636

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

### ■ 介護保険施設数（長岡京市所在施設のみ）

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護老人福祉施設	4	4	4	4	5	5
介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3
介護療養型医療施設	1	1	1	1	1	1

\*平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

## 7 地域支援事業

市町村は、被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、介護保険の介護給付費の一定の範囲内で、地域支援事業として介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業を実施することとされており、長岡京市では、現在以下の事業に取り組んでいます。

平成 27 年度の介護保険制度改正により、要支援認定者の訪問介護・通所介護が予防給付からはずれ、地域支援事業に移行することとされているため（平成 29 年度まで猶予）、既存の介護事業所に加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した高齢者を支援するための体制を構築し、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ円滑に移行することをめざします。

### 【長岡京市が現在実施している地域支援事業】

#### ■ 配食サービス

食事の調理が困難な人を対象に、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、同時に当該利用者の安否確認をすることにより、健康の維持及び孤立リスクの解消を図ります。

#### ■ 家族介護者リフレッシュ事業

介護者が介護から一時的に離れ、心身ともにリフレッシュできるよう、長岡京記念文化事業団主催の文化行事等鑑賞及びマッサージ施術を受けられる利用券の交付を行います。

#### ■ 介護用品給付事業

在宅の要介護高齢者の介護者に対し、介護用品給付券を支給して在宅介護を支援するとともに、在宅福祉の向上を図ります。

#### ■ 高齢者介護予防デイサービス、はつらつ・元気アップ教室

要支援・要介護状態に陥る可能性のある二次予防事業対象高齢者の介護予防・自立支援を図ります。二次予防事業対象高齢者に対して、運動機能・口腔機能・栄養状態の向上や転倒予防・閉じこもり予防等を目的に教室等を行います。

新しい総合事業への移行に伴い、介護予防を日常的・継続的に行えるように地域内で実施します。

## ■ やすらぎ支援員派遣事業

認知症高齢者を介護する家族の外出や休息等を支援するため、やすらぎ支援員が高齢者宅を訪問し、見守りや話し相手として活動を行います。

新しい総合事業への移行に伴い、認知症高齢者だけでなく、介護する家族の話し相手としても活動できるように事業を拡充します。

## ■ 介護相談員派遣事業

介護相談員を介護保険サービス事業所に派遣することにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消及び介護サービスの質的な向上を図ります。

## ■ 成年後見制度利用支援事業

老人福祉法第32条に基づく成年後見審判市長申立手続きや成年後見人等の報酬助成を行うことにより、判断能力の不十分な高齢の人の成年後見制度の利用を支援し、高齢福祉の増進を図ります。

## ■ 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識を学び、身近にいる認知症の人やその家族の良き理解者「認知症サポーター」を養成します。

地域住民みんなで見守れるよう、若い世代を対象としたサポーター養成講座を積極的に実施します。

## ■ 認知症初期集中支援チーム

認知症の方が状態に応じたサービスを適切に受けられることができるよう、本人、その家族に包括的、集中的な支援を行い、自立生活のサポートを行います。

## ■ オレンジスペース

一般高齢者や生活機能低下が認められる高齢の人に対して、サロン型カフェを設置し、スリーA等の脳活性化トレーニングを行います。

## ■ オレンジバスケット

出前型カフェとして地域に講師を派遣し、認知症についての話や脳を活性化するプログラムを実施します。

## ■ オレンジカフェ

医療機関型カフェとして認知症初期の方に対して、作業療法士や看護師等の専門職による個別プログラムを実施します。

## ■ 認知症地域支援推進委員事業

地域において認知症の方を支援する関係者の連携を図り、認知症の人や家族を支援します。また認知症の方を支援する関係団体との会議等に積極的に参加し、包括的なネットワークづくりをめざします。

# 第5章

## サービス給付費の推計及び保険料の設定

### 1 総給付費の推計

#### 1. 介護予防サービス・居宅サービスの給付費の推計

給付費は、各サービスの利用者数（サービス利用回数もしくは日数）に各サービスの利用者1人・1月あたりの利用単価を乗じることで求めています。

サービスごとの給付費の見込みは、下記のとおりとなっています。

#### (1) 予防給付費の見込み（要支援1・2）

##### ■ 予防給付費（要支援1・2）の見込み〔年間・千円〕

	実績			第6期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防訪問介護	40,163	43,234	48,692	51,051	52,044	
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,542	2,352	3,313	4,843	4,818	4,436
介護予防訪問リハビリテーション	1,196	1,176	1,239	1,315	1,523	1,495
介護予防居宅療養管理指導	296	315	429	694	713	771
介護予防通所介護	18,968	25,087	48,294	56,741	77,733	
介護予防通所リハビリテーション	48,909	54,330	61,876	70,636	69,855	67,425
介護予防短期入所生活介護	518	615	474	292	331	375
介護予防短期入所療養介護	19	44	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	2,484	2,634	2,623	5,342	5,332	5,332
介護予防福祉用具貸与	10,554	11,711	14,368	17,298	18,905	20,586
特定介護予防福祉用具販売	1,688	1,341	1,432	1,742	1,939	2,193
住宅改修	8,399	9,260	19,149	12,183	11,830	12,029
介護予防支援	17,645	20,371	24,911	28,934	30,649	32,930
合計	152,381	172,470	226,800	251,071	275,672	147,572

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

\* 介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、平成29年度から地域支援事業へ移行する。

## (2) 介護給付費の見込み(要介護1～5)

### ■ 介護給付費(要介護1～5)の見込み〔年間・千円〕

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問介護	373,002	387,763	391,301	414,509	444,890	474,602
訪問入浴介護	14,718	15,861	20,094	21,242	20,972	20,653
訪問看護	90,032	97,909	108,425	114,501	131,533	153,674
訪問 リハビリテーション	38,475	44,735	54,076	65,852	80,432	94,981
居宅療養管理指導	33,967	38,700	47,163	51,284	60,164	70,048
通所介護	451,741	520,669	597,967	637,165	560,726	609,859
通所 リハビリテーション	278,297	304,633	308,251	335,125	356,290	378,608
短期入所生活介護	212,094	244,747	233,183	238,080	229,765	225,759
短期入所療養介護	32,615	44,121	49,886	54,417	57,539	60,552
特定施設 入居者生活介護	134,876	145,370	189,036	234,892	235,065	246,624
福祉用具貸与	174,059	194,127	208,631	226,343	244,409	261,463
特定福祉用具販売	7,649	8,509	7,253	8,116	8,053	8,358
住宅改修	18,613	23,155	22,977	26,486	29,278	31,221
居宅介護支援	231,817	249,747	255,667	283,599	299,310	310,346
合計	2,091,955	2,320,046	2,493,910	2,711,611	2,758,426	2,946,748

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

## 2. 地域密着型サービスの給付費の推計

### (1) 予防給付費の見込み（要支援1・2）

#### ■ 地域密着型サービス予防給付費（要支援1・2）の見込み〔年間・千円〕

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護予防認知症対応型通所介護	230	77	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,613	3,313	3,217	3,783	5,972	7,274
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
合計	2,843	3,390	3,217	3,783	5,972	7,274

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### (2) 介護給付費の見込み（要介護1～5）

#### ■ 地域密着型サービス介護給付費（要介護1～5）の見込み〔年間・千円〕

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	0	3,741	27,749	36,972	51,474	60,603
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	103,757	101,302	104,909	129,608	157,894	175,680
小規模多機能型居宅介護	118,837	123,808	125,224	157,692	203,100	214,442
認知症対応型共同生活介護	314,617	343,914	359,530	441,608	460,350	474,608
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	0	0	0	79,255	81,687	163,373
複合型サービス	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護 (仮称)					158,154	172,011
合計	537,211	572,765	617,412	845,135	1,112,659	1,260,717

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### 3. 介護保険施設の給付費の推計

#### ■ 介護保険施設の給付費の見込み〔年間・千円〕

	実績			第6期計画		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護老人福祉施設	745,591	743,972	758,303	767,811	781,969	828,529
介護老人保健施設	529,340	581,897	568,985	565,376	564,284	564,284
介護療養型 医療施設	354,750	267,598	270,538	249,319	248,837	248,837
合計	1,629,681	1,593,467	1,597,826	1,582,506	1,595,090	1,641,650

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

#### 4. 第6期計画におけるサービス総給付費の見込み

1から3の各サービスの給付費見込み額と、地域支援事業費、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費・高額医療合算介護サービス費等給付費および算定対象審査支払手数料等を合算した総給付費見込み額は次のとおりです。

##### ■ 総給付費の見込み〔年間・千円〕

	実績				第6期計画			
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	計	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計
予防給付 (居宅) 費	152,381	172,470	226,800	551,651	251,071	275,672	147,572	674,315
介護給付 (居宅) 費	2,091,955	2,320,046	2,493,910	6,905,911	2,711,611	2,758,426	2,946,748	8,416,785
地域密着型 予防給付費	2,843	3,390	3,217	9,450	3,783	5,972	7,274	17,029
地域密着型 介護給付費	537,211	572,765	617,412	1,727,388	845,135	1,112,659	1,260,717	3,218,511
介護保険施設 サービス 給付費	1,629,681	1,593,467	1,597,826	4,820,974	1,582,506	1,595,090	1,641,650	4,819,246
総給付費	4,414,071	4,662,138	4,939,165	14,015,374	5,394,106	5,747,819	6,003,961	17,145,886
総給付費補正	—	—	—	—	5,355,647	5,685,160	5,939,168	16,979,975
特定入所者介護 サービス等 給付費	178,784	184,620	188,327	551,731	167,155	160,587	180,053	507,795
高額介護サー ビス等給付費	126,737	96,373	79,758	302,868	110,911	114,244	117,577	342,732
高額医療合算介 護サービス費等 給付額	13,763	14,954	12,804	41,521	15,543	15,648	15,753	46,944
審査支払 手数料	6,043	6,102	6,080	18,225	5,436	5,473	5,510	16,419
標準給付費 見込額 (A)	4,739,398	4,964,187	5,226,134	14,929,719	5,654,692	5,981,112	6,258,061	17,893,865

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

##### ■ 地域支援事業費の見込み〔年間・千円〕

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	計	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	計
地域支援事業費 (B)	125,503	140,336	157,873	423,712	169,478	179,267	329,649	678,394
保険給付費見込額 に対する割合	27	28	30	28	30	30	53	38

\* 平成26年度は見込み値。第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

## 2 保険料の設定

### 1. 第1号被保険者の保険料基準額の設定

第1号被保険者保険料の基準額は、平成27年度から29年度までの3年間の介護保険給付費等の給付額及び地域支援事業の費用額をもとに決定します。

平成27年度～29年度の第1号被保険者（65歳以上）の保険料額は、次のような算定方法によって算出しました。

- ① 標準給付費見込額（A） ..... 17,893,865千円  
 ② 地域支援事業費（B） ..... 678,394千円  
 ③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数（C） ..... 65,539人

#### ■ 所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

		第6期計画			3か年計 [人]
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
所得 段階 別 被 保 険 者 数	第1段階 [人]	3,603	3,647	3,692	10,942
	第2段階 [人]	1,294	1,310	1,326	3,930
	第3段階 [人]	1,367	1,383	1,400	4,150
	第4段階 [人]	2,929	2,966	3,002	8,897
	第5段階 [人]	2,252	2,279	2,307	6,838
	第6段階 [人]	2,231	2,259	2,286	6,776
	第7段階 [人]	2,953	2,990	3,026	8,969
	第8段階 [人]	2,287	2,315	2,344	6,946
	第9段階 [人]	1,994	2,019	2,043	6,056
合計		20,910	21,168	21,426	63,504
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（C） [人]		21,580	21,847	22,112	65,539

- \* 第6期は国配布のワークシートに基づく推計。  
 \* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

- ④ 第1号被保険者負担分相当額（D） ..... 4,085,897千円  
 =（標準給付費見込額(A)+地域支援事業費(B)）×第1号被保険者負担割合（22%）  
 ⑤ 調整交付金相当額（E） ..... 904,923千円  
 =標準給付費見込額（A）×全国平均の調整交付金交付割合（0.05）  
 ⑥ 調整交付金見込額（F） ..... 456,519千円

#### ■ 調整交付金見込額の推計

	第6期計画			3か年計
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
調整交付金見込み交付割合 [%]	2.06	2.53	2.92	
調整交付金見込額（F） [千円]	116,487	151,322	188,710	456,519

- \* 第6期は国配布のワークシートに基づく推計。 \* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

⑦ 財政安定化基金拠出金見込額 (G) ..... 0円

= (標準給付費見込額(A) + 地域支援事業費(B)) × 財政安定化基金拠出率 (%)

⑧ 財政安定化基金償還金 (H) ..... 138,952千円

⑨ 財政安定化基金取崩交付金見込額 (I) ..... 0円

⑩ 保険料収納必要額 (J) ..... 4,673,253千円

= 第1号被保険者負担分相当額(D) + 調整交付金相当額(E) - 調整交付金見込額(F)  
 + 財政安定化基金拠出見込額(G) + 財政安定化基金償還金(H) - 財政安定化基金  
 取崩交付金見込額(I)

⑪ 保険料の基準額

= 保険料収納必要額 (J) ÷ 予定保険料収納率 (99.1%) ÷ 所得段階別加入割合補正  
 後被保険者数 (C)

【現段階での試算】

- ◇ 月額5,996円 (現行月額5,180円)
- ◇ 年額71,960円 (現行年額62,160円)
- ◇ 改定率15.8% (第5期から第6期への増減率)

【将来のサービス水準等の推計値】

第6期介護保険事業計画の策定にあたり、団塊の世代の方が後期高齢者となる平成37年度 (2025年) を見据えて、中長期的な視野にたった施策の展開を図る必要があります。今後、高齢者の増加とともに、要支援・要介護の認定者数及び保険給付費等が大幅に増加するものと見込まれており、保険給付費等は5年後の平成32年度には約1.35倍、10年後の平成37年度には約1.6倍になると推計しています。

	平成27年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者数	20,910人	22,199人	22,081人
要支援・要介護認定者数	3,883人	4,717人	5,578人
うち、第1号被保険者数	3,797人	4,614人	5,472人
認定率 (※)	18.2%	20.8%	24.8%
保険給付費・地域支援事業費	約58億2,400万円	約77億円	約93億円
保険料基準額 (月額)	5,996円	約6,900円	約8,300円

※ 認定率は第1号被保険者数における第1号被保険者の認定者数

※ 平成32・37年度の値はあくまでも見込みであり、確定ではありません。算定は国が配布した「介護保険事業計画用ワークシート」に基づき、第6期計画の保険料算定の諸条件を用いています。今後の介護報酬の改定、新規サービスの見込み、新しい総合事業の効果等の反映はしていません。

## 2. 所得段階別第1号被保険者数の推計

第6期介護保険事業計画期間（平成27年度～29年度）における所得段階別の第1号被保険者数を、過去の実績値から次のとおり推計しました。

### ■ 所得段階別第1号被保険者数の推移及び推計

	第6期（計画値）		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
第1号被保険者 （65歳以上） [人]	20,910	21,168	21,426
第1段階 [人] [%]	3,603 (17.2)	3,647 (17.2)	3,692 (17.2)
第2段階 [人] [%]	1,294 (6.2)	1,310 (6.2)	1,326 (6.2)
第3段階 [人] [%]	1,367 (6.5)	1,383 (6.5)	1,400 (6.5)
第4段階 [人] [%]	2,929 (14.0)	2,966 (14.0)	3,002 (14.0)
第5段階 [人] [%]	2,252 (10.8)	2,279 (10.8)	2,307 (10.8)
第6段階 [人] [%]	2,231 (10.7)	2,259 (10.7)	2,286 (10.7)
第7段階 [人] [%]	2,953 (14.1)	2,990 (14.1)	3,026 (14.1)
第8段階 [人] [%]	2,287 (10.9)	2,315 (10.9)	2,344 (10.9)
第9段階 [人] [%]	905 (4.3)	916 (4.3)	928 (4.3)
第10段階 [人] [%]	480 (2.3)	486 (2.3)	491 (2.3)
第11段階 [人] [%]	196 (0.9)	199 (0.9)	201 (0.9)
第12段階 [人] [%]	92 (0.4)	93 (0.4)	94 (0.4)
第13段階 [人] [%]	321 (1.5)	325 (1.5)	329 (1.5)

\* ( )内のパーセンテージは第1号被保険者に対する割合

\* 第6期は国配布のワークシートに基づく推計。

\* 端数処理の関係で内訳と合計が合わない場合がある。

### 3. 第1号被保険者の所得段階別保険料

第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者(65歳以上)の保険料額については、第1号被保険者の負担割合が22%(従来は21%)に増加し、さらに介護報酬の改定や介護従事者処遇改善に伴う地域区分単価の見直し、財政安定化基金償還金等を勘案します。

■第6期計画期間における第1号被保険者の所得段階別保険料段階

第6期 (平成27~29年度)		保険料 基準額 (月額)	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	5,996円	基準額×0.45	32,380円
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下		基準額×0.6	43,180円
第3段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超		基準額×0.7	50,370円
第4段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下		基準額×0.9	64,760円
第5段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超		基準額×1.0	71,960円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満		基準額×1.15	82,750円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満		基準額×1.25	89,940円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満		基準額×1.4	100,740円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満		基準額×1.6	115,130円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満		基準額×1.8	129,520円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満		基準額×2.15	154,700円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満		基準額×2.50	179,880円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上		基準額×2.85	205,070円

※年額保険料は、基準月額(5,996円)を基に計算し、端数については10円未満を切上げ

# 第6章

## 計画の推進

### ■ 庁内・関係機関との連携

福祉・保健・医療等の庁内の関係部局の連携により、各施策が円滑に実施できるよう、体制を充実させていきます。

地域福祉の充実に向け、民生児童委員や地域の多様な市民活動団体との協働を図っていきます。

### ■ 乙訓圏域・府との連携

乙訓圏域の市町村や関係機関、府との連携のもとで、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めていきます。

### ■ サービス事業者との連携

地域包括支援センターをはじめとして、居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者、NPO、市民活動団体等との連携のもとで、各サービスの適切かつ適正な提供を行います。

### ■ 介護保険事業に関する評価

介護保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、サービス利用の動向等の運営状況を定期的に評価・分析の上、「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」に報告し、意見を求める等、情報提供に努めます。

### ■ 計画の進捗管理

「長岡京市地域健康福祉計画」と一体的に進行管理を行うことから、本計画の策定の審議にあたった「長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会」が、これからも高齢福祉全体に関わる施策等の進行管理や点検等を行うものとしします。



資料編

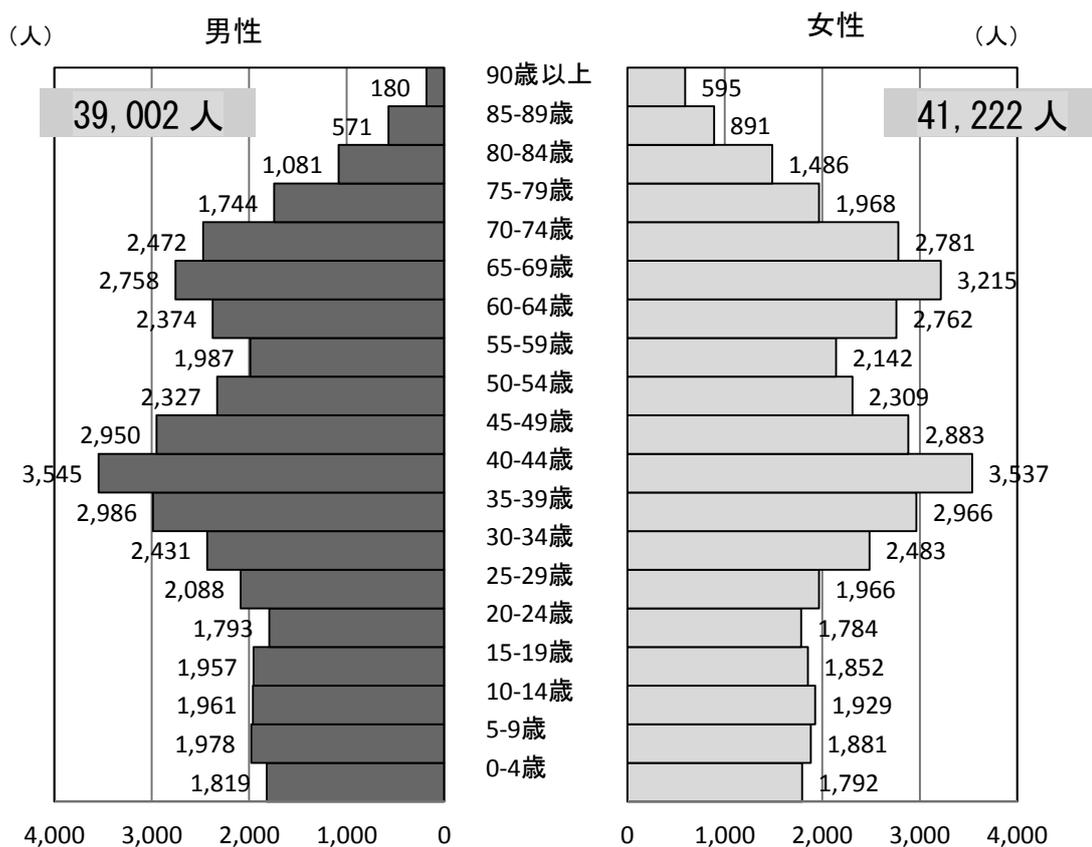


# 1. 長岡京市の高齢福祉を取り巻く概況

## (1) 人口について

### ① 総人口

長岡京市の人口は80,224人（平成26年10月1日現在）、高齢化率は24.6%となっています。5歳階級別の人口をみると、「男性」「女性」ともに「40-44歳」が最も多くそれぞれ約3,500人となっています。



資料：住民基本台帳（平成26年10月1日現在）

老年人口比率（65歳以上） 24.6%

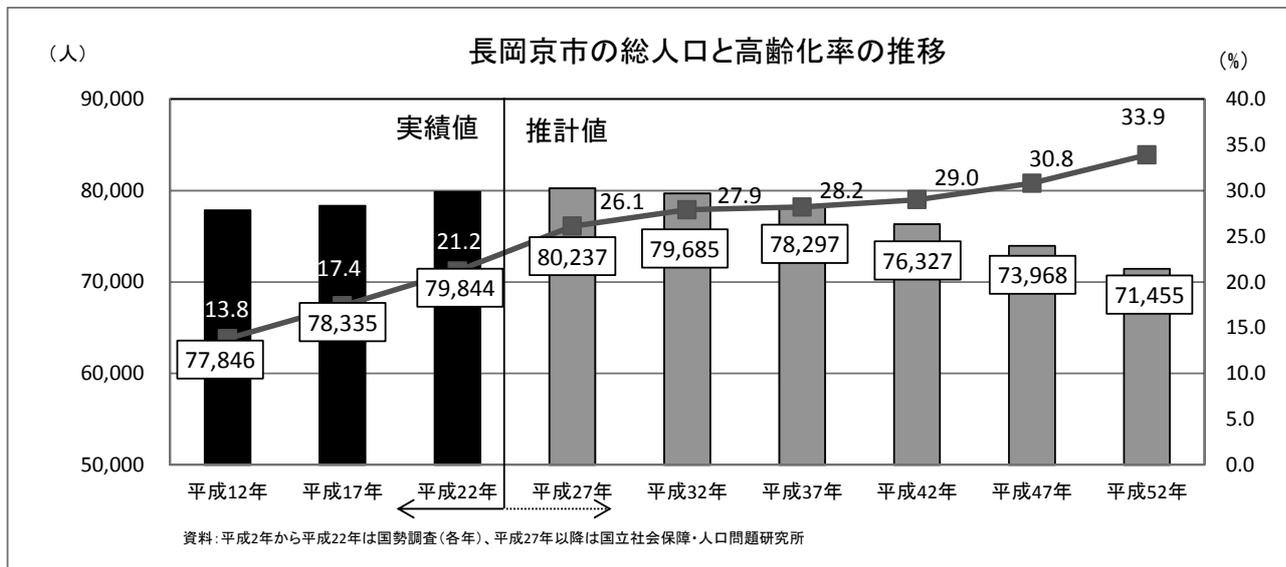
生産年齢人口比率（15-64歳） 61.2%

年少人口比率（0-14歳） 14.2%

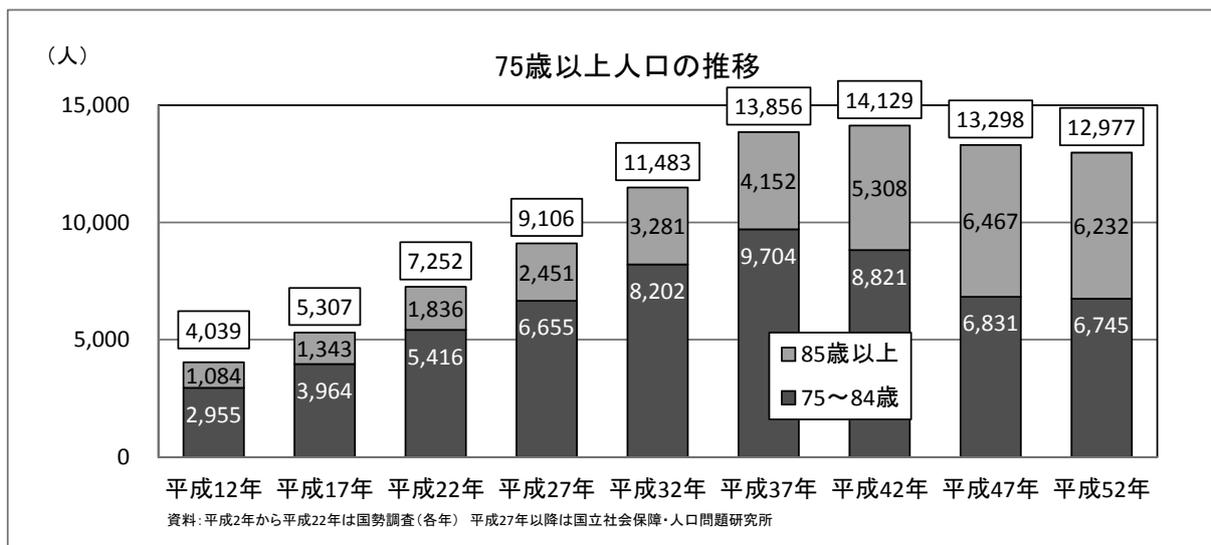
## ② 総人口と高齢化率の推移

長岡京市の人口は平成27年以降に減少に転じ、平成42年には約76,000人になると推計されています。

高齢化率は平成27年が26.1%、団塊の世代が75歳以上となる平成37年が28.2%、さらに平成47年に30%を超える見込みとなっています。



75歳以上人口は平成42年が最も多く、約14,000人と推計されています。平成42年以降、75歳以上人口の総数は減少に転じますが、85歳以上の人口はその後も増加し、平成47年が最も多く、約6,400人と見込まれています。



### ③ 高齢者等のいる世帯の状況

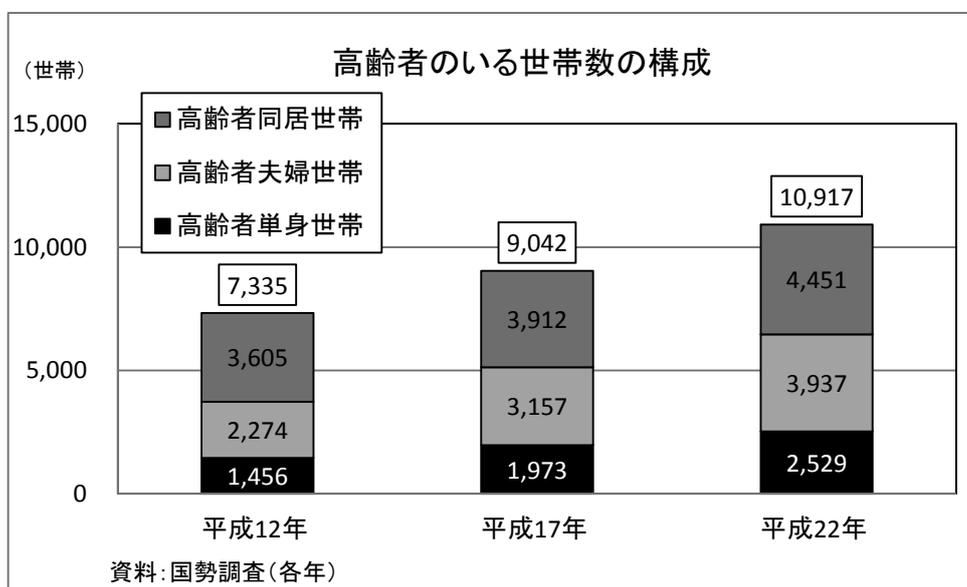
高齢者のいる世帯は一般世帯の34.7%となっています。内訳をみると、高齢者単身世帯が23.2%、高齢者夫婦世帯が36.1%、高齢者同居世帯が40.8%となっています。

高齢者単身世帯は、平成22年で2,529世帯、平成12年から平成22年までの10年間で1.74倍、1,073世帯の増加となっています。

#### ■世帯について

		平成12年	平成17年	平成22年	平成12年比
一般世帯	世帯	29,093	29,420	31,486	1.08
平均世帯人員	人	2.64	2.58	2.49	0.94
一般世帯のうち 高齢者のいる世帯	世帯 (比率)	7,335 (25.2%)	9,042 (30.7%)	10,917 (34.7%)	1.49
	高齢者単身世帯 (比率)	1,456 (19.9%)	1,973 (21.8%)	2,529 (23.2%)	1.74
	高齢者夫婦世帯 (比率)	2,274 (31.0%)	3,157 (34.9%)	3,937 (36.1%)	1.73
	高齢者同居世帯 (比率)	3,605 (49.1%)	3,912 (43.3%)	4,451 (40.8%)	1.23

資料：国勢調査（各年）



#### ④ 中学校区別の概況

高齢化率は「長岡第四中学校区」が最も高く 25.6%、次いで「長岡中学校区」「長岡第二中学校区」が 25.1%、「長岡第三中学校区」が 21.4%となっています。

高齢単身世帯は、市全体で 4,868 世帯、「長岡中学校区」が最も多く 1,763 世帯、市全体の 36.2%を占めており、高齢単身世帯比率は 15.4%となっています。

##### ■ 中学校区別の概況

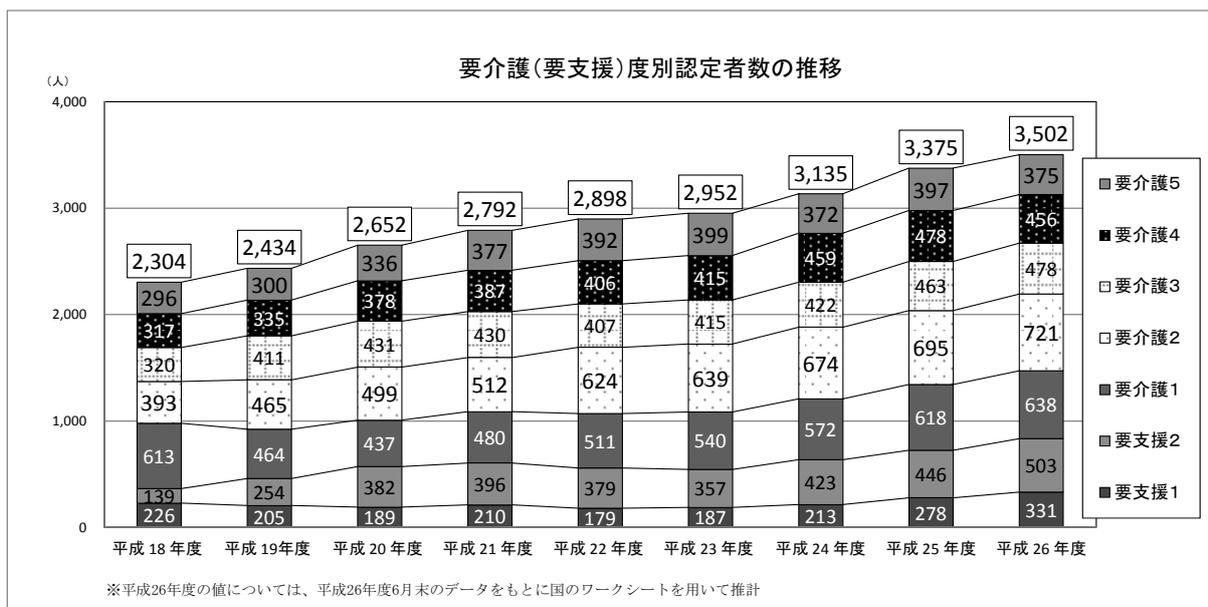
	人口 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)	高齢単身世帯	
				世帯数 (世帯)	比率 (%)
長岡中学校区	24,361	25.1	11,442	1,763	15.4
長岡第二中学校区	19,516	25.1	8,144	1,122	13.8
長岡第三中学校区	22,267	21.4	9,558	1,214	12.7
長岡第四中学校区	13,891	25.6	5,543	769	13.9
合計	80,035	24.2	34,687	4,868	14.0

資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

## (2) 要介護者等の状況

### ① 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、平成26年度（見込み）は約3,502人となっています。平成26年度の要介護（要支援）度別認定者数は、「要介護2」が721人で最も多く、認定者数全体の20.6%となっています。また、要介護度別の構成比は「軽度（要支援1～2）」が23.8%、「中度（要介護1～2）」が38.8%、「重度（要介護3～5）」が37.4%となっています。



資料：介護保険事業報告（各年）平成26年度は見込み量

### ■要介護（要支援）度別認定者数の推移

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実数(人)	比率(%)																
要支援1	226	9.8	205	8.4	189	7.1	210	7.5	179	6.2	187	6.3	213	6.8	278	8.2	331	9.5
要支援2	139	6.0	254	10.4	382	14.4	396	14.2	379	13.1	357	12.1	423	13.5	446	13.2	503	14.4
小計	365	15.8	459	18.9	571	21.5	606	21.7	558	19.3	544	18.4	636	20.3	724	21.5	834	23.8
要介護1	613	26.6	464	19.1	437	16.5	480	17.2	511	17.6	540	18.3	572	18.2	618	18.3	638	18.2
要介護2	393	17.1	465	19.1	499	18.8	512	18.3	624	21.5	639	21.6	674	21.5	695	20.6	721	20.6
要介護3	320	13.9	411	16.9	431	16.3	430	15.4	407	14.0	415	14.1	422	13.5	463	13.7	478	13.6
要介護4	317	13.8	335	13.8	378	14.3	387	13.9	406	14.0	415	14.1	459	14.6	478	14.2	456	13.0
要介護5	296	12.8	300	12.3	336	12.7	377	13.5	392	13.5	399	13.5	372	11.9	397	11.8	375	10.7
小計	1,939	84.2	1,975	81.1	2,081	78.5	2,186	78.3	2,340	80.7	2,408	81.6	2,499	79.7	2,651	78.5	2,668	76.2
合計	2,304	100.0	2,434	100.0	2,652	100.0	2,792	100.0	2,898	100.0	2,952	100.0	3,135	100.0	3,375	100.0	3,502	100.0

資料：介護保険事業報告（各年）平成26年度は見込み量

## 2. 策定経過等

### ■ 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

#### 長岡京市地域健康福祉推進委員会設置要綱

##### (目的)

第1条 長岡京市地域健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、長岡京市における健康福祉を総合的に推進するため、健康福祉に関する課題及び課題解決の方向性や取組等について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

##### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康福祉分野に係る行政施策の実施に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉全般に係る取組に関すること。
- (3) 福祉関係分野の総合的な推進方策に関すること。
- (4) 地域福祉の推進を図るための取組に関すること。
- (5) その他市民の健康や福祉の充実に必要な事項に関すること。

##### (構成等)

第3条 推進委員会は、次に掲げる委員20人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係機関及び各種関係団体の構成員
  - (3) 第7条第4項に定める部会の部会長
  - (4) 第7条第1項に定める部会員であり、各部会から推薦された者
  - (5) 第7条第1項第5号に定める部会員であり、各部会から推薦された者
- 2 委員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 推進委員会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 5 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

##### (会議)

第4条 推進委員会の会議は、健康福祉部社会福祉課長が招集し、進行する。ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(各部会の目的)

第5条 推進委員会は次に掲げる部会で構成し、各部会は、次条に規定する所掌事項について、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

- (1) 健康づくり部会
- (2) 児童福祉部会
- (3) 障がい福祉部会
- (4) 高齢福祉部会

(各部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次のとおりとする。

健康づくり部会

- (1) 市民の健康づくり施策の推進に関する事。
- (2) 保健計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 市民の健康づくりの推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他地域の健康づくり推進に必要な事項に関する事。

児童福祉部会

- (1) 子育て支援施策の推進に関する事。
- (2) 地域行動計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 子育て支援施策の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他児童福祉施策に必要な事項に関する事。

障がい福祉部会

- (1) 障がい福祉施策の推進に関する事。
- (2) 障がい者(児)福祉基本計画の推進及び進行管理に関する事。
- (3) 障がい者福祉の推進を図るための取組に関する事。
- (4) その他障がい者福祉施策に必要な事項に関する事。

高齢福祉部会

- (1) 高齢者福祉施策の推進に関する事。
- (2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の推進並びに進行管理に関する事。

- (3) 高齢者福祉及び介護保険事業の推進を図るための取組に関すること。
- (4) その他高齢者対策に必要な事項に関すること。

(各部会の構成等)

第7条 各部会は、前条に規定する所掌事項に応じて、次に掲げる部会員で構成する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 保健福祉サービスの利用者
  - (3) 保健福祉サービスの提供者
  - (4) 関係機関及び各種関係団体の構成員
  - (5) 市民公募による者
  - (6) その他市長が必要と認めた者
- 2 部会員の任期は、概ね3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 部会員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 各部会に部会長を置くことができ、当該部会に属する部会員の互選により決定する。
- 5 前項の部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(各部会の会議)

第8条 各部会の会議は、次に掲げる課の長がそれぞれ招集し、進行する。ただし、部会長を置いたときは、部会長が会議を進行する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
  - (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
  - (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
  - (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課
- 2 各部会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において総括し処理する。ただし、各部会に係るものについては、次に掲げる課においてそれぞれ

れ処理する。

- (1) 健康づくり部会 健康福祉部健康推進課
  - (2) 児童福祉部会 健康福祉部こども福祉課
  - (3) 障がい福祉部会 健康福祉部障がい福祉課
  - (4) 高齢福祉部会 健康福祉部高齢介護課
- (その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条、第 6 条、第 7 条及び第 8 条第 3 項の改正規定は、長岡京市健康づくり推進協議会設置要綱、長岡京市児童育成推進協議会設置要綱、長岡京市障害者（児）福祉基本計画推進委員会設置要綱及び長岡京市高齢者対策推進会議設置要綱の廃止時から適用する。
- 3 この要綱の施行後最初に選任される委員及び部会員の任期は、第 3 条第 3 項の規定に関わらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 長岡京市地域健康福祉推進委員会

庶務：社会福祉課

### 【委員（20人以内）】

学識経験者、 関係機関及び 各種関係団体 の構成員  10人以内	健康づくり 部会長 1人	児童福祉 部会長 1人	障がい福祉 部会長 1人	高齢福祉 部会長 1人
	健康づくり 部会員 1人 (推薦)	児童福祉 部会員 1人 (推薦)	障がい福祉 部会員 1人 (推薦)	高齢福祉 部会員 1人 (推薦)
	上記のほか、市民公募による部会員 2人 (推薦、部会は問わない)			

### 【部会】

健康づくり部会	児童福祉部会	障がい福祉部会	高齢福祉部会
部会長	部会長	部会長	部会長
部会員	部会員	部会員	部会員
庶務：健康推進課	庶務：こども福祉課	庶務：障がい福祉課	庶務：高齢福祉課

- 部会長は、推進委員会の委員を兼務する。
- 部会員のうち、当該部会員が属する部会から推薦された者（各1人）は、推進委員会の委員を兼務する。
- 市民公募による部会員のうち、当該部会員が属する部会から推薦された者（計2人）は、推進委員会の委員を兼務する。

■ 長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会部会員名簿

(平成26年10月現在)

役職	氏名	所属等	備考
部会長	内 藤 雅 子	居宅介護支援事業所所長	
部会長 職務代理	五十棲 恒 夫	介護サービス事業所代表	
部会員	高 田 恵里佳	地域包括支援センター事業長	
部会員	澤 田 泰 子	グループホーム代表	
部会員	辻 清 和	長岡京市老人クラブ連合会会長	
部会員	笹 井 悦 子	ボランティア団体代表	
部会員	八 木 みさを	介護家族の会	
部会員	橋 本 京 三	乙訓医師会会長	
部会員	前 田 高 志	長岡京市民生児童委員代表	
部会員	児 島 信	被保険者代表	
部会員	大 元 尚 弘	市民公募	
部会員	南 野 実 佳	市民公募	

(部会員は五十音順、敬称略)

■ 長岡京市地域健康福祉推進委員会高齢福祉部会審議日程

	開催日	議題
第1回	平成26年 10月2日	(1) 第6次高齢者福祉計画・ 第5期介護保険事業計画の進捗について (2) 国の動向について (3) 長岡京市の高齢福祉に関する現状と課題 (4) 第7次高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画の策定方針について
第2回	平成26年 12月24日	(1) 第6次高齢者福祉計画・ 第5期介護保険事業計画の取組状況の総括について (2) 第7次高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画素案について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
第3回	平成27年 2月18日	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第7次高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画(案)について (3) その他

### 3. 用語解説

あ行	NPO	non-profit organization の略で、市民が自主的に集まり自律的な活動をする組織や社会的な使命の実現を優先して活動する民間非営利活動団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得して活動している「特定非営利活動法人（NPO法人）」は、NPOの形態の一つ。
か行	介護相談員	介護サービス事業所を訪問し、利用者からサービスに関する苦情や不満等を聞き、事業所との橋渡しを行う。
	介護保険施設	介護保険法による施設サービスを提供する施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があり、施設サービス計画に基づき必要な介護及び日常生活を支援する。
	介護予防事業	平成18年度の介護保険制度の改正により創設された地域支援事業を構成する事業の一つ。65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要な状態に陥らないよう、未然に予防を行うことを目的として実施する事業。
	介護予防・日常生活支援総合事業	平成24年度の介護保険法の改正で創設された地域支援事業の一つ。要支援者と二次予防事業対象者等に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等の地域で高齢者を支える多様なサービスを市町村の判断と創意工夫により総合的に提供できる事業。
	キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
さ行	在宅介護支援センター	在宅で高齢者を介護している介護者等に対し、相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを総合的に受けられるよう各種機関との調整を行うセンターのこと。
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症・進行に関する疾患の総称。主なものとして、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等がある。
	成年後見制度	高齢や障がい等のため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為等の権利行使や必要なサービスの利用を支援すること。
た行	団塊の世代	昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。
	地域ケア	事業者・行政・住民が連携して高齢者や障がい者等を地域で支える支援のこと。
	地域支援事業	平成18年度の介護保険制度改正により創設された、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するための事業。介護予防事業、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント・総合相談支援・権利擁護・包括的継続的支援等の包括的支援事業、介護給付適正化や家族介護支援等の任意事業で構成される。
	地域包括ケア（システム）	要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括支援センター	平成18年度の介護保険制度改正で創設された、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメントを担う高齢者支援の中核機関。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が配置されている。
調整交付金	市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付する国庫負担金。第1号被保険者における後期高齢者の割合や高齢者の所得状況等を考慮して調整して配分される。
特定非営利活動法人(NPO法人)	→「NPO」参照
<b>な行</b>	
二次予防事業	65歳以上の高齢者を対象とした生活機能検査(「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表)の実施結果により、「生活機能の低下がみられ、要介護状態等となるおそれが高い虚弱な高齢者」と認められる方を対象とした、通所または訪問による介護予防のための事業。
日常生活圏域	身近な生活圏域の中で地域密着型サービス等の様々なサービス拠点が連携して機能するよう、地理的条件や社会的条件等を勘案し市町村が設定する圏域のこと。
認知症サポーター100万人キャラバン	認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざすために厚生労働省が進めている運動のこと。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的(概ね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。専門医と保健師、看護師、作業療法士、社会福祉士など医療と介護の専門職の計3名で構成される。
認知症地域支援推進員	認知症の人が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、配置されるコーディネーターで、認知症の方が必要なサービスを受けられるよう調整することや、連絡会議の開催により関係機関のネットワークを構築すること等の業務を行う。
<b>は行</b>	
バリアフリー	道路や建築物の入口の段差等の解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示等、高齢者、障がいのある人等の社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的な日常生活の中で存在するあらゆるバリア等を除去すること。
<b>ま行</b>	
看取り	本来は「病人のそばにいて世話をする」「死期まで見守る」「看病する」という、患者を介護する行為そのものを表す言葉だが、最近では人生の最期(臨死期)における看取りを持って、単に「看取り」と言い表すことも多くなっており、「緩和ケア、終末期ケア」や「エンゼルケア」と密接な関係にある。
民生児童委員	民生委員は、住民の身近なところで相談援助等の地域福祉活動を行う民間の委員。民生委員法に基づき国により委嘱され、非常勤の特別職の公務員として守秘義務等の各種規定がある。また児童委員は、地域の児童および妊産婦の保護や各種援助を行い、児童福祉司等の職務に協力する民間の委員。児童福祉法に基づくもので、民生委員が兼務している。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	内臓に脂肪が蓄積することにより、高血糖、高血圧、脂質代謝異常という危険因子を2つ以上もっている状態のこと。
<b>や行</b> ユニバーサルデザイン	障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。
要介護認定	被保険者が保険給付を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するために行うもので、全国一律の基準を用いて介護認定審査会で認定が行われる。



長岡京市第7次高齢者福祉計画  
長岡京市第6期介護保険事業計画

平成27年3月

発行：長岡京市健康福祉部高齢介護課

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

TEL：075（951）2121（代表）

FAX：075（951）5410